

令和 8 年

南部町議会第1回定例会会議録

令和8年3月 3日 開会

令和8年3月13日 閉会

山梨県 南部町議会

令和 8 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 3 日

令和8年南部町議会第1回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和8年3月3日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第2号 専決処分した事件の承認について（令和7年度南部町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第5 議案第3号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 南部町立保育所乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 南部町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 南部町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 南部町霊きゅう自動車条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 南部町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第16 議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第17 議案第15号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第16号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第17号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第18号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第19号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 令和8年度南部町一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和8年度南部町指定居宅サービス特別会計予算

- 日程第24 議案第22号 令和8年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和8年度南部町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和8年度南部町睦合財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和8年度南部町富沢財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和8年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和8年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和8年度南部町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第34 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
9番	若林良一	10番	木内秀樹

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

8番	仲亀佳定	9番	若林良一
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	会計管理者	遠藤成
総務課長	遠藤一明	企画課長	杉山一陽
D X 推進課長	佐野智洋	財政課長	渡辺雄治
税務課長	金井貴	交通防災課長	仲亀哲也
子育て支援課長	望月裕司	福祉保健課長	近藤利也
住民課長	渡辺幸博	産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	岡村忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 (兼) 公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 渡辺正樹

開会 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和8年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

先月は、真冬の超短期決戦として賛否さまざまな意見もありましたが、衆議院議員総選挙ではご承知のとおり、政権与党が歴史的な勝利を収めました。

初の女性首相という新鮮さや持ち前の行動力により、停滞気味に思えた政治ムードを払拭してほしいとする民意の期待の表れのように思えました。特に若い世代の女性が、熱心に演説を聞く姿が度々報道されましたが、選挙期間中の勢いそのままの結果となりました。

反面、巨大与党としての責任は重く、今後の政策実現に当たっては慢心して進めるのではなく、国民への丁寧な説明と理解を得ながら進めていただくことを切に願います。

さて、先月はまた、茨城県境町への各委員会合同の視察研修、大変ご苦労さまでした。

つい数十年前は北関東一財政難だったという境町ですが、先進地の取り組みを徹底的に取り入れ、ふるさと納税による収益増や各種補助金の確保、公社の設立、運営等により、現在の子育て支援政策に特化した町となっています。そのため、若い子育て世帯の注目を集め、移住政策にも目を見張るものがありました。

全てを真似ることはできませんが、何か少しでもヒントを得て、本町に還元できたらと思いますので、その際には執行部の皆さんにも協力していただけるようお願いいたします。

本定例会には、令和8年度の当初予算をはじめ、条例の制定、一部改正など重要な議案が提出されております。既に、各常任委員会、予算決算特別委員会による事前の協議会も開催したところです。

それでは、第1回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから令和8年、南部町議会第1回定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和8年南部町議会第1回定例会は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において8番 仲亀佳定議員、および9番 若林良一議員、の兩名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間とすることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第3「諸報告」を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので、報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに陳情1件を受理いたしました。皆さまのお手元に配布いたしましたとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年度会計の令和7年11月分、12月分、令和8年1月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

日程第4 報告第2号 専決処分した事件の承認について（令和7年度南部町一般会計補正予算（第9号））

日程第5 議案第3号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第6 議案第4号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第5号 南部町立保育所乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例の制定について

日程第8 議案第6号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第7号 南部町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第8号 南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第9号 南部町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第10号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第11号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第12号 南部町霊きゆう自動車条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第13号 南部町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第16 議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）

日程第17 議案第15号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）

- 日程第18 議案第16号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第17号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第20 議案第18号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第21 議案第19号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第5号）
日程第22 議案第20号 令和8年度南部町一般会計予算
日程第23 議案第21号 令和8年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
日程第24 議案第22号 令和8年度南部町国民健康保険特別会計予算
日程第25 議案第23号 令和8年度南部町介護保険特別会計予算
日程第26 議案第24号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27 議案第25号 令和8年度南部町睦合財産区特別会計予算
日程第28 議案第26号 令和8年度南部町富沢財産区特別会計予算
日程第29 議案第27号 令和8年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第30 議案第28号 令和8年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第31 議案第29号 令和8年度南部町簡易水道事業会計予算
日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

以上、日程第4 報告第2号から日程第33 諮問第2号までの30件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

第1回定例会開催に当たり、提出をいたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第1回定例議会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会開催されますことに心から感謝申し上げます。

さて、先月8日に行われました第51回衆議院議員総選挙であります。高市早苗が内閣総理大臣でいいのかという覚悟を持った発言と、責任ある積極財政という政策の大転換を前面に押し出した選挙戦術が、若者を含めた日本国民の賛同を得て、これまでの少数与党での政権運営から安定多数の内閣へと変貌いたしました。

18日に召集された特別国会において、第105代首相に選出され、「挑戦しない国に未来はない、共に希望ある未来をつくり上げるために挑戦していこう」と、日本列島を強く豊かにしていく決意を示しました。明るい未来の到来を予測させる発言であり、私も大いに賛同している一人ですが、首相には今回の選挙結果に慢心することなく、謙虚な政権運営に心がけていただきたいと願っております。

それから、来年1月の知事選を前にして、長崎知事が早々と3選出馬を表明しました。従来の慣例からすれば異例とも思える時期での発言ですが、知事とすれば県づくりへの熱い思いがあつての上でのことだと思えます。

なお、今月28日には南部町で県政報告会がありますので、町民の皆さまにはぜひご参加いただくことを願っております。

それでは、12月定例会以降の行政報告をいたします。

12月19日、峡南衛生組合議会臨時会が開会され、組合議員の望月光彦議員、塩津悟議員ともども出席してまいりました。

条例改正1件、補正予算1件についてご承認をいただきました。

12月21日、文化ホールにおいて、町立図書館名誉館長を務める絵本作家の宮西達也先生によるステージショーが開催され、参加してまいりました。

人気キャラクタータケノコマンやヒルダーに、子どもたちから大きな声援が送られ、素晴らしいステージショーとなりました。

12月25日、内外情勢調査会全国懇談会に出席してまいりました。

今後の日本における危機管理投資と積極財政と題し、高市早苗総理の講話を聴いてまいりました。

1月5日、仕事始め式を木内秀樹議長に出席いただく中、執り行いました。

令和8年の新春を迎え、今年の干支は丙午で強いエネルギーを持つ年とされていることから、難しさを力に変え、逆境を乗り越え飛躍の年としましょうと訓示をいたしました。

1月10日、はたちのつどいを文化ホールで開催し、63名の若者を祝福いたしました。

今後も仲間たちと交流を深め、南部町に関わりながら素晴らしい大人になっていただけるようお祝いを申し上げます。

1月11日、南部町消防団恒例の出初식을文化ホールと南部の火祭り会場の2部構成で挙行いたしました。

一斉放水では、消防ポンプポンプ車9台が無火災、無災害を祈念し、天高く一斉放水いたしました。町を火災や災害から守るという崇高な使命を担う消防団員の勇姿に敬意を表するとともに、望月研団長を先頭にさらなる団員の士気高揚に期待するところであります。

1月16日、身延山久遠寺で南部警察署管内の交通安全祈願祭が執り行われ、本堂での安全祈願の読経に続き、境内でパトカーなど関係車両の安全運行を願い、僧侶による加持祈祷など荘厳な雰囲気の中で執り行われ、出席者一同で交通安全を願いました。

1月16日、20日、21日と22日の4日間にわたり、令和8年度の当初予算町長査定を行いました。新年度の予算は、一般会計で昨年度より3億8,200万円少ない53億5千万円を本定例会に上程させていただくといたしました。

1月26日、令和8年第1回臨時会を招集し、物価高騰対応重点支援地方創生交付金として、ふるさと支援がんばろう商品券事業についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

2月4日、5日の2日間にわたり、山梨県町村長研修会が全国町村会館で開催され、出席いたしました。

読売新聞特別編集委員である橋本五郎氏の「どうなる日本の政治と経済」など、2日間にわたり講義を受け、町村長と意見交換をしてまいりました。

また、橋本五郎氏には、5月23日の土曜日、本町において文化講演会を開催していただく予定となっております。

2月10日、たけのこまつり実行委員会が開催され、今年のとけのこまつりは4月12日に開催されることが決定されました。

2月12日、最終区長会を開催いたしました。

本年度もさまざまな地域事業、何かとご苦勞があったことと思います。1年の早さを痛感するとともに、地域発展と行政支援にご尽力いただいた区長の皆さまに感謝状を贈呈させていただきました。

2月12日、13日、各課長と面談を行い、令和7年度事業の進捗状況や業務上の問題、8年度に向けて取り組むべきテーマなどについて聞き取りをいたしました。

2月20日、峡南衛生組合議会定例会が開催され、組合議員の望月光彦議員、塩津悟議員ともども出席してまいりました。

規約の変更1件、条例の一部改正1件、補正予算1件、当初予算1件、監査委員の選任の計5件についてご承認をいただきました。

2月26日、身延町役場において、峡南南部地域医療連携推進法人南山梨の事業説明会が午後2時から行われ、3月19日に行われる第1回早川町・身延町・南部町医療事務組合議会定例会に上程される条例予算案について説明を受けました。

以上で行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会への提出議案は報告1件、条例の制定が3件、一部改正が7件、計画の変更が1件、人事案件が2件、令和7年度補正予算が6件、令和8年度当初予算が10件の合計30件であります。

それでは、議案集の2ページをご覧ください。

はじめに、報告第2号 専決処分した事件の承認についての、令和7年度南部町一般会計補正予算（第9号）であります。衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行について早急に対応する必要があることから、令和7年度南部町一般会計補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものであります。

続きまして、議案集の4ページをご覧ください。

議案第3号 南部町を犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。国および県等の関係機関と連携して、犯罪の被害者およびその家族等が安心して本町で暮らせるよう、生活支援のための施策や経済的サポートを実施するために、本条例を制定するものであります。

続きまして、9ページ、議案第4号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、新たに乳児等通園支援事業が創設され、町が財政支援として事業者に対し乳児等支援給付費を支給するに当たり、確認手続を行うための基準を定める必要が生じたためであります。

続きまして、23ページ、議案第5号 南部町立保育所乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、新たに乳児等通園支援事業が創設され、本町においても町立保育所において同事業を実施するに当たり、利用者から徴収する利用者負担額について定める必要が生じたためであります。

続きまして、26ページ、議案第6号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する

法律が令和7年5月28日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、28ページ、議案第7号 南部町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公職選挙法施行令の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、30ページ、議案第8号 南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。他地域との報酬水準を比較し、適正な報酬を提供することにより、人材確保と業務の質の向上を図るため、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、32ページ、議案第9号 南部町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町南部弓道場の施設廃止および栄小学校の閉校に伴う社会体育施設移行により、本条例の一部の改正の必要が生じたためであります。

続きまして、36ページ、議案第10号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和8年3月31日に睦合小学校および栄小学校を閉校し、令和8年4月1日から新たに南部小学校を開校することに伴い、本条例の一部の改正を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、38ページ、議案第11号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行により生じる第1号被保険者の不利益な状態を解消するため、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、41ページ、議案第12号 南部町霊きゅう自動車条例の一部を改正する条例の制定についてであります。霊きゅう自動車に係る維持費用が増大しており、安定的な運営を確保するため、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続きまして、43ページ、議案第13号 南部町過疎地域持続的発展計画の変更についてあります。南部町過疎地域持続的発展計画については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるためであります。

続きまして、議案第14号から議案第19号までの補正予算6件について説明いたします。

はじめに、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）ですが、今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の確定、見込み等の精査を行い、編成いたしました。

歳入は、地方交付税、財産収入、寄附金等が増額補正、県支出金、繰入金、町債などは減額補正であります。

歳出は、将来の財政需要に備えるため、財政調整基金および環境施設整備等基金へ積み立てを行います。

また、経費の削減や事業の確定による不用額等の減額調整予算となっております。中でも、衛生費や教育費の減額幅は大きいものとなります。

次に、議案第15号から議案第18号までの4特別会計補正予算と議案第19号の簡易水道事業会計補正予算につきましても、事業完了に伴う精算および実績見込みに伴う補正が主な内容であります。

続きまして、議案第20号から議案第29号までの当初予算10件について説明いたします。

最初に、議案第25 令和8年度南部町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ総額で53億5千万円を計上いたしました。前年度に比べて0.7%の減、額にしまして3億8,200万円の減額となります。

主な歳入ですが、町税は8億5,281万3千円、地方交付税は25億円、国県支出金は4億5,770万5千円であります。

なお、町債発行額は3億3,110万円で、その内訳は過疎債1億8,790万円、脱炭素事業債4,550万円、緊急防災減災事業費9,770万円であります。

次に、歳出ですが、当初予算では、町民生活のさらなる強靱化を目指し、本町の防災無線となるFM告知、放送設備のサーバー等の改修のほか、耐震性貯水槽の設置、ハザードマップの更新、各地域の衛星携帯電話に代わる衛星無線機の導入などの経費を計上いたしました。

続いて、議案第21号から議案第28号までの8件の特別会計につきましては、経常的経費を中心に編成しております。

なお、8会計の合計額は27億5,139万2千円で、対前年度比27%の増となりました。

続いて、議案第29号の簡易水道事業会計予算であります。公益的支出と資本的支出の合計は6億2,647万6千円で、対前年度比1.6%の減となります。

続きまして、諮問第1号と第2号の人権擁護委員の推薦についてであります。本町には人権擁護委員が5名おりますが、そのうちの2名が令和8年9月30日をもって任期満了を迎えることから、議会のご意見を伺い、法務大臣に推薦いたしたいと思っております。

推薦する方は福士4348番地、望月一希氏、64歳と本郷3128番地の石川仲子氏、66歳の2人を推薦いたしたいと思っております。

任期は令和8年10月1日から3年間となります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、これより担当課長より説明させますので、よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、日程第4 報告第2号について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第5 第3号および日程第9 議案第7号について、遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第6 議案第4号から日程第7 議案第5号について、望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第 8 議案第 6 号について、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺幸博君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第 10 議案第 8 号について、若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第 11 議案第 9 号から日程第 12 議案第 10 号について、遠藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第 13 議案第 11 号について、近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第 14 議案第 12 号について、岡村水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第 15 議案第 13 号について、杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

それではここで暫時休憩いたします。

再開は 10 時 50 分です。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 50 分

○議長（木内秀樹君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第 16 議案第 14 号から日程第 31 議案第 29 号について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ただいま議題となっております案件のうち、日程第 4 報告第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号））および日程第 32 諮問第 1 号か

ら日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についての2件については、町長から本日、先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日先議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第4 報告第2号 専決処分した事件の承認について(令和7年度南部町一般会計補正予算(第9号))および日程第32 諮問第1号から日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についての2件については、本日先議することに決定いたしました。

端末資料⑩議案集2ページをお開きください。

日程第4 報告第2号 専決処分した事件の承認について(令和7年度南部町一般会計補正予算(第9号))を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第2号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第4 議案第2号について討論いたします。

討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第2号についての討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第4 報告第2号 専決処分した事件の承認について(令和7年度南部町一般会計補正予算(第9号))については、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第4 報告第2号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案集46ページ、日程第32 諮問第1号から議案集47ページ、日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決に入ることに決定いたしました。

日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案の候補者を適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案の候補者を適任とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長 (木内秀樹君)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長 (木内秀樹君)

日程第5 議案第3号から日程第31 議案第29号までの27件について、順次質疑を行います。

なお、これらの議案については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

議案集4ページをお開きください。

まず、日程第5 議案第3号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定について、質疑はありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、9ページをお開きください。

日程第6 議案第4号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、23ページをお開きください。

日程第7 議案第5号 南部町立保育所乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例の制定について、質疑はありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、26ページをお開きください。

日程第8 議案第6号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 8 議案第 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、28 ページをお開きください。

日程第 9 議案第 7 号 南部町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 9 議案第 7 号についての質疑を終結いたします。

次に、30 ページをお開きください。

日程第 10 議案第 8 号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 10 議案第 8 号についての質疑を終結いたします。

次に、32 ページをお開きください。

日程第 11 議案第 9 号 南部町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 11 議案第 9 号についての質疑を終結いたします。

次に、36 ページをお開きください。

日程第 12 議案第 10 号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 12 議案第 10 号についての質疑を終結いたします。

次に、38 ページをお開きください。

日程第 13 議案第 11 号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 13 議案第 11 号についての質疑を終結いたします。

次に、41 ページをお開きください。

日程第 14 議案第 12 号 南部町霊きゅう自動車条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 14 議案第 12 号についての質疑を終結いたします。

次に、43 ページをお開きください。

日程第15 議案第13号 南部町過疎地域持続的発展計画の変更について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑭、一般会計補正予算をご用意ください。

日程第16 議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第10号)について、質疑を行います。

質疑は、すべての会計において事項別明細書により行います。

はじめに歳入について質疑を行います。

15ページから24ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出27ページから31ページ上段、総務費で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、31ページ中段、民生費から35ページ中段、衛生費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、35ページ下段、農林水産業費から40ページ上段、消防費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、40ページ中段、教育費から最終44ページ、公債費まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第16 議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑮、特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第17 議案第15号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第4号)について、11ページから15ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第17 議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第16号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、事業勘定29ページから37ページ、直営南部診療施設勘定47ページから51ページ、直営万沢診療施設勘定59ページと63ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第19 議案第17号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、73ページから81ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第19 議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第20 議案第18号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、91ページと95ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑩、事業会計補正予算書をご用意ください。

日程第21 議案第19号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、8ページと9ページ、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第21 議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑪、令和8年度一般会計予算書をご用意ください。

日程第22 議案第20号 令和8年度南部町一般会計予算について、質疑を行います。

はじめに歳入、第1款町税から第14款使用料及び手数料について、17ページから23ページ上段まで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金から第16款県支出金について、23ページ中段から28ページまで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第17款財産収入から最後の第22款町債について、29ページから34ページまで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費について、37ページから56ページ中段まで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費について、56ページ下段から69ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費について、69ページ中段から76ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費について、76ページ中段から85ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費について、85ページ下段から91ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第8款消防費について、91ページ中段から93ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、94ページから121ページ下段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費について、121ページ下段から123ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第22 議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑱、令和8年度特別会計予算書をご用意ください。

日程第23 議案第21号 令和8年度南部町指定居宅サービス特別会計予算について質疑を行います。

11ページから17ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第23 議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第24 議案第22号 令和8年度南部町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

はじめに、事業勘定の歳入について、37ページから40ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

43ページから51ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、67ページから74ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、89ページから95ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第24 議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第25 議案第23号 令和8年度南部町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

はじめに、歳入について、113ページから117ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

121ページから134ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第25 議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第26 議案第24号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、149ページから154ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第27 議案第25号 令和8年度南部町睦合財産区特別会計予算について、169ページと173ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 議案第25号について質疑を終結いたします。

次に、日程第28 議案第26号 令和8年度南部町富沢財産区特別会計予算について、183ページから188ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第28 議案第26号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第29 議案第27号 令和8年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について、197ページと201ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第29 議案第27号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第30 議案第28号 令和8年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算について、211ページから215ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第30 議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑱、令和8年度事業会計予算書をご用意ください。

日程第31 議案第29号 令和8年度南部町簡易水道事業会計予算について、14ページから17ページ、収益的収入及び支出について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、18ページと19ページ、資本的収入及び支出について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第31 議案第29号についての質疑を終結いたします。

これより提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定によりお手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会および予算決算特別委員会へ提出議案を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

よって、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会、予算決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長 (木内秀樹君)

日程第34 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしく願います。

なお、残り時間は議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合には、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、9番、若林良一議員の質問を許します。

若林良一議員の質問は2問あります。

まず、1問目の質問を求めます。

9番、若林良一議員。

○9番議員 (若林良一君)

今回の質問は、3年前に芦澤議員からも一般質問がありましたが、私からまた、町所有のドローンの活用、今後の展望について質問させていただきます。

ドローンは1930年代の軍事利用から始まり、技術革新とともにその用途は拡大しております。商業利用から一般消費者向けの用途に至るまで、ドローンは多様な分野で重要な役割を果たしております。今後も技術の進歩に伴い、物流、農業、災害対策といったさまざまな領域で応用が期待され、私たちの生活にとって、ますます重要な存在になると思います。そこで伺いますが、町では平成28年に産業振興課がドローンを購入したと記憶しております。

ドローンを購入してこれまで具体的にどのような活用をされたのか、また今後どのような活動に使用を考えているのかを伺います。

また、町では、令和7年6月の町広報において、JA山梨みらいから町に高性能のドローンが寄贈された旨の記事を拝見しました。

そこで、寄贈いただいた高性能ドローンについて、どのような機能を備えているのか、またそれを今後どのように活用していく計画があるのかを併せて伺いたいと思います。

一般的にドローンの活用方法としては、各種のイベントの撮影や鳥獣被害の調査、鳥獣生育の把握、さらに災害時における土砂崩れなどの現場の現状確認、測量・被害地の調査、孤立地域への支援、行方不明者の捜索など、非常に幅広い用途が考えられます。

また、火災時には鎮火状況の確認や山林火災の進行状況の調査といった活用も現実に使用され、成果を上げております。今後はさらに機体を使用されることと思います。

そこで、南部町でも具体的な活用法を踏まえた上で、各担当課、交通防災課、また産業振興課において、今後どのような展望を持ってドローンの活用していくのか、ぜひともお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

若林良一議員のご質問にお答えいたします。

まず、高性能ドローンの導入の経緯についてでございます。

このドローンは、JA山梨みらい様より「町の防災力向上のために」という思いとともに寄贈いただいた大変心強い1台でございます。

このドローンは2つの特殊な機能を備えております。

一つは遠くのを鮮明に映し出す高性能カメラ、もう一つは人の体温や火災の熱源を暗闇の中でも見つけ出すことができる赤外線カメラでございます。これらの機能を活用し、災害発生時の人命救助と災害拡大防止につなげていきたいと考えております。

例えば、大規模な地震や豪雨により道路が寸断され、集落が孤立してしまった場合、いち早く現場へ飛ばし、被害の全容を把握し、避難者の状況を確認し、必要な支援の情報を収集ができます。

また、行方不明者が発生した際には、上空から捜索ができます。特に夜間や山林など人の目では捜索が困難な状況下において、赤外線カメラが人の体を捉えることで、一刻も早い発見に

つながります。

さらに、山林火災などでは、延焼の方向や鎮火状況を把握し、消防署や消防団の皆さまがより安全かつ効率的に消火活動に当たるための役割も期待しております。

しかし、この高性能ドローンを最大限に生かすためには課題もございます。最も大きな課題は操縦者の確保でございます。いざという時に宝の持ち腐れにならないよう、いくつかの対策を考えております。

国の法律では、一定の条件を満たせば免許を持たずにドローンの操縦ができることになっているため、町では使用が想定される一部職員にドローンの講習会を受講させ、操縦技術の知識を取得して、操縦に備えてもらっています。

しかし、免許を持たず操縦できる範囲は操縦者が直接目で確認できる目視内飛行に限定されている上、人口密集地などの禁止空域では飛行ができない、飛行できる高さは地上から150メートル以下に限る、夜間に飛行させることは原則禁止など、さまざまな制限があることから、災害時にこそ必要となる目視外での飛行など高度な操縦には専門の免許と技術が不可欠となります。

この対策としては、平時のうちから町内外で高度な技術を持つドローン操縦者や専門業者をリストアップし、災害発生時に迅速に協力いただけるよう、災害時応援協定の締結も積極的に進めていきたいと考えております。

ここで、本町の未来の防災を大きく変える可能性を秘めたもう一つの重要な取り組みについてご紹介させていただきます。

現在、山梨県が主体となり、本町を含む県南9市町村でドローンを活用した新たな物流ネットワークを構築するプロジェクトが進められております。

これは、平時には買い物などが不便な地域へドローンで商品を配送する、物流ルートとして活用し、ひとたび災害が起これば、そのルートが孤立した集落へ医薬品や食料を届けるドローンの緊急輸送路へと切り替わるという画期的な構想であります。

本町におきましても、すでに本庁舎と道の駅なんぶの防災棟を拠点とし、孤立が想定される20の集落を、配送先としての地点登録するための調査を実施しており、本年度12月議会におきまして、補正予算にてこの事業の負担金を計上させていただいたところであります。

しかし、そんな矢先、先月都留市で行われた当事業のテスト飛行において、ドローンの墜落という新聞にも掲載された事故が発生してしまいました。

この件につきましては、先日、県および事業者より適切な説明があり、今後の防止策についても徹底的な見直しを進めていく旨が示されております。

本町としましても、今後、県としっかり連携を図り、こうした事故の再発を防止し、ドローン活用の安全性をさらに高める仕組みづくりに努めてまいりたいと思っております。

今後は、この県の委託を受けた専門業者とともに連携し、地元の事業者の皆さまにもご協力いただきながら、平時の物流と災害時の支援を一体的に運用できる体制を構築してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げました操縦者の課題につきましても、このプロジェクトにご協力いただく事業者との連携を深めることで、より高度で専門的なドローン活用の道が開けるものと確信しております。

このドローン物流プロジェクトも、寄贈いただいたドローンの活用も、まだ始まったばかりの取り組みではございます。

しかし、私たちはこれらを単なる個別の事業として捉えているわけではなく、空からの視点という新たな力を町の防災体制に取り入れ、一人でも多くの町民の皆さまの命と暮らしを守る一歩として進めてまいります。

課題を一つひとつ着実に乗り越え、議員の皆さま、そして町民の皆さまにご安心いただける強靱な防災体制を構築していきます。

以上で若林議員からのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

続けて産業振興課長の答弁を求めます。

佐野課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

若林良一議員の町所有のドローンの活用と今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

まず、これまでの活用状況ですが、町では2017年、平成29年に産業振興課でドローンを購入し、町内のさまざまな場面で活用してまいりました。

具体的には次の活用が挙げられます。

1つ目として、災害発生時の現地状況確認です。中沢や佐野など災害箇所における現地の状況を撮影し、迅速な対応を図りました。

2つ目として、観光資源のPRです。内船公園の上空から撮影を実施し、町の魅力発信のためのPR動画を作成いたしました。

3つ目としてイベント撮影です。駅伝大会、体育祭などの町内イベントにおいて、記録映像の撮影をいたしました。

4つ目として、業務の支援です。占用申請時の現地確認など、町の業務における補助的な役割を果たしました。

これらの活用は令和4年12月の航空法改正前であったため、ドローンの飛行許可が不要となるケース内での運用が中心でした。この航空法改正において、新たなルールが導入されました。

操縦ライセンスの取得義務・機体認証の基準の明確化・運航ルールの拡充、これらの改正に伴い、ドローン活用の自由度が以前より制限される状況となり、現在では主に占用申請箇所の撮影などに限定して活用しているところです。

今後の活用計画と課題ではありますが、町としては、ドローンの技術進歩を踏まえ、次のような活用計画を進めております。

まず、災害発生時の状況把握として、迅速な災害対応を目指し、交通防災課と連携して運用の推進、次に、各種イベントでの活用として、町内のイベント記録や広報活動、次に有害鳥獣被害対策として、広域的な有害鳥獣被害、水田等の状況確認。

次に、山林化した農地の状況把握として、地形や土地の状況確認による農業振興への寄与などになります。

しかしながら、ドローンを運用する上で、ライセンス制度が今後大きな課題となってまいり

ます。操縦ライセンスの取得にあたっては、交通防災課や関係課と協力しての人材確保、あるいはライセンス所有者への業務委託の検討が必要だと考えております。

また、所有ドローンと寄贈ドローンの活用ですが、産業振興課が所有しているドローンは、カメラの機能面でJ A山梨みらい様から寄贈していただいた高性能ドローンに比べて性能が劣りますが、操縦の練習や許可不要の範囲内での活用には適しているため、引き続き有効に活用してまいりたいと考えております。

また、産業振興課の単独活動に留まらず、他課とも積極的に連携し、さらなる活用方法につきましても検討してまいります。人が立ち入ることができないような災害現場におけるドローンの迅速な運用を実現できるよう、操縦者の育成と運用チーム構築に向けて、関係課との連携を強化してまいります。

町といたしましても、多様な分野でのドローン活用を通じて、新たな住民サービスの向上を目指すとともに、地域課題解決に対応してまいります。

引き続き、技術の発展にも注視しながら、住民の皆さまに安心と安全を届けられるよう取り組んでまいります。

以上で産業課からの答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問ありませんか。

若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

素晴らしいお答えをいただきました。

しかしながら、先ほど産業振興課長も言われたとおり、令和4年12月から航空法の改正がされ、国家資格を取らなければならないことを踏まえ、再質問をさせていただきます。

国の条件を満たせばドローンの操縦ができる中、現在町の一部の職員は講習会等を受講し、操縦技術の知識を取得して操縦に備えている上で、今後、さらなる高度知識・技術を要する町内外の操縦者をリストアップし、災害時に迅速に対応できるよう災害対応支援協定の締結も積極的に考えているようですが、専門家、また操縦者はどのような形で選定するのか、また人選等の締結の内容をもう一度詳しく教えていただきたいと思います。

お願いします。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

若林良一議員の再質問にお答えいたします。

高度な技術を持つドローン操縦者や専門業者のリストアップにつきましては、先ほど申しました本町を含む県内9市町村で結成したドローンを活用したプロジェクトで、県の委託を受けた専門業者が平時の物流と災害時の支援を一体的に運用できる体制を構築していき、町内の事業者を委託し、平時および災害時に協力をいただく計画があると聞いておりますので、町とし

でもこの体制が実現した際には、この町内業者に協力をお願いし、平時と災害時に活用していきたいと考えております。

また、バックアップ体制として、この県の委託を受けた事業者とも災害時の支援協定を締結することも検討しております。

加えて、町内や県内の測量会社など、ドローンを扱う事業者やドローンに精通した免許保持者の個人などから、幅広く人材の発掘に努めていきたいと考えております。

また、町職員については、使用が想定される部署での講習会受講を推進し、操縦技術や知識を習得した上で、交通防災課や産業振興課で所有しているドローンを業務で使用しながら習熟を図り、有事に備える体制を整えてまいります。

以上で、若林議員からの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

すばらしいお答えをいただきました。ぜひとも今の言葉のとおり、迅速にやっていただきたいと思います。

1問目は以上で終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に2番目の質問を求めます。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

教員住宅の現状内容を伺います。

2024年3月の委員会審査会内で、教員住宅の入居者状況の今後の活用について質問しており、その時の回答は「中部横断自動車道が開通したことで入居者が減少した状況と、老朽化が激しい住宅の取り扱い、単身者用への転用、また企業への貸し付け等のあらゆる活用の方法を検討していきます」とのことでしたが、現在の活用内容はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

若林議員のご質問にお答えいたします。

すでに学校教育課より、社会情勢の変化等によって当初の役割を果たした教員住宅の利活用方法を検討していく旨の説明があったと聞いておりますので、その後の状況について企画課としてお答えできる範囲で経過をご説明させていただきます。

町では、以前より住宅政策への検討を行っていることはご承知のことと思いますが、あらゆる可能性を模索する中で、令和4年3月には関係課において元北坂教員住宅の状況確認を行ったことを記憶しております。

建物は平成2年に建設され、築36年余り経過した木造造り平屋の共同住宅で、1K4世帯分の物件となり、各部屋にはユニットバス・洋式トイレ・キッチン・洗面台等が完備されております。

元北坂教員住宅につきましては、その後も関係課において調査確認を重ね、一部給湯器の入れ替えと軽微な修繕を行うことにより、単身者用向け賃貸住宅として、一定の期間使用可能であるとの判断をしたところであります。

また、令和6年1月の「町施設等利・活用プロジェクト会議」での最終確認と、教育委員会としての用途廃止手続き等を経て、同年10月に普通財産化されております。

一方で、企画課では、令和5年10月に開催いたしました民間事業所等との意見交換会において、町内の3～4社の事業所担当者より、「雇用者の住居の確保に苦慮している」とのご意見をいただいておりますので、それらも検討材料に加え、元北坂教員住宅の利活用方法として、社員寮等の活用に十分需要があるものと判断しておりました。

その後、建物の軽微な修繕を経て、令和7年3月には町ホームページ等で町内事業所向けの1棟貸し賃貸借物件として公募を開始させていただき、令和7年5月には1事業所を選定し、現在、その事業所との賃貸借契約の締結準備が整っているところであります。

これにより、町内事業所の雇用促進に寄与するほか、町施設の有効活用が図れるとともに、町の人口減少問題へも少なからず貢献できるものと自負しております。

今後も町内施設の有効活用に取り組むことはもとより、流通が活発化している空き家等の利活用を促進することに加え、リフォーム等による住宅整備などについても引き続き推進し、単身者、子育て世代、シニア世代といった多様な家族形態や幅広い世代のニーズに迅速かつ柔軟に対応することを目指してまいりたいと考えております。

特に、南部町への定住や移住をお考えの方に向けても、多様な選択肢による受け皿をさらに広げるため、新たな住宅整備についても積極的に推進してまいります。

雪中松柏の精神で、一步ずつ着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたしまして、若林議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

契約については現在準備が整っているということであって、まだ決まっていないということですね。分かりました。

ここで、南部北坂団地ですよね。ぜひとも積極的に推進していただき、迅速に進めていただきたいと思います。

私が再質問するのは、富沢地区の峰教員住宅は今どのような状況になっているのか、また管

理していくのに、町内施設の有効活用と空き家の利用を迅速かつ柔軟な対応について考えていかなければいけないと思いますので、どのように目指していくのかを聞かせていただきたいです。

お願いします。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、若林議員の再質問にお答えをする前に、この前の回答でさせていただいた元北坂住宅の契約に関してですが、一応、1事業者が決まっております、契約の手続きをすればという段階ですので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、富沢地区峰教員住宅につきましては、現時点では南部地区北坂教員住宅とともに教育財産として教育委員会にて運用しており、教員住宅としての利用以外には考えておりません。よって、利活用等の協議はされておられません。

利用状況につきましては、峰教員住宅が4室中1室、北坂住宅が5室中3室入居中であると聞いております。

ただ、今後の学校統合等による教育環境や社会情勢の変化および教員等の通勤にかかる交通事情の変化によって、今回の元北坂教員住宅と同様に利活用される可能性もあると考えられます。

次に、町内施設の有効活用につきましては、町では町内施設の集約や解体等の精査について、南部町公共施設等総合管理計画に基づいて粛々と進めておりますことは、議員の皆さまもご承知のことと思います。

直近で検討が必要な施設といたしましては、栄小学校の校舎等が挙げられますが、令和8年度からはその活用法等について、本格的な協議を行っていくものと考えられます。

そのほか、一定の役割を果たした施設に関しましても、施設の集約化を前提に置きながら、今まで同様に必要とされる用途での活用を検討していこうと考えております。

一方で、町の財政面から申し上げますと、大規模な用途変更や施設整備には多額の費用を要するため、国、県の補助金等の活用も視野に入れながら、積み立てた基金等を活用し、執行年度をバランスよく振り分けてタイミング良く実施していかなければならないと考えております。山積みされた案件を整理し、将来の南部町の発展に結びつけるため、時宜を得た事業執行を進めていく必要があると考えております。

また、そのような取り組みを進めることが、臍を嚙むような後悔の状態を回避するためにも欠かせないと痛感しているところであります。

次に、空き家の迅速かつ柔軟な利活用でございます。

昨年9月定例議会におきましても、空き家バンク活用と官民連携についてのご質問の中で、空き家の状況についてお答えしておりますが、最近の空き家の流通に関しましては、非常に活発化している印象でございます。

また、万沢集学校へ本年1月に就労いたしました職員が、個人でも空き家の管理等を担う事業を起業しておりますので、空き家の管理からその後の活用へとつなげていくパイプ役となることに期待を寄せているところであります。

なお、この事業者とは、町との連携協定の締結に向けた準備を進めているところであります。

協定締結後には、空き家の荒廃化を少しでも防止することができるのと同時に、速やかなバンク登録への流れを確立することができることを期待しておりますので、今まで以上に空き家の流通や利活用への道筋が拓けるものと考えております。

今後、住居等を求める幅広い世代のニーズに応えるためには、先にも申し上げたとおり、多様な受け皿の確保が重要であります。

本協定は、その確保の面でも重要な役割であるとともに、さらなる空き家の活用事業の発展にも寄与するものでありますので、町といたしましても、共創パートナーとして連携を密にとりながら協力してまいりたいと考えております。

以上、若林議員の再質問の答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

今の回答は、内容的には本当に素晴らしいことです。これからも今の言葉のとおり、できるだけ努力して邁進していただきたいと思います。

以上で終わります。

○9番議員（若林良一君）

以上で若林良一議員の一般質問を終了いたします。

次に、4番、塩津悟議員の質問を許します。

4番、塩津悟議員。

○4番議員（塩津悟君）

私の一般質問は、中学校の部活動の地域移行について質問をさせていただきます。

部活動の地域移行については、令和6年3月議会において質問し、国や県の状況、また南部中学校の部活動の状況、今後のスケジュールについて答弁を受けました。その時点では、本町は国県の動向を注視しながら検討を始めた段階と理解したところです。

文部科学省では、令和5年度から令和7年度まで改革を推進期間と位置づけて地域移行を推進してきましたが、報道などでは多くの課題が挙げられ、スムーズに進んでいないことが伺われます。

本町では、昨年11月に「南部中学校部活動地域展開運営委員会」が設置されたと聞き、本格的に検討が開始されたと思います。

そこで、改めて本町における部活動の地域移行について、これまでの経過と今後のスケジュール、推進体制について、町ではどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（木内秀樹君）

塩津悟議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林課長。

○学校教育課長（若林将基君）

塩津議員の質問にお答えをさせていただきます。

部活動改革につきましては、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が持続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために不可欠であり、これまで学校単位で行われてきた活動を地域全体で支えるということで、生徒の豊かで幅広い活動機会を実現できるという理念に基づいて、改革がこれまで進められてきたところでございます。

また、部活動は、これまで教員による献身的な勤務のもとで成り立ってきており、休日を含め長時間勤務の要因になることや、指導経験のない教員にとって多大な負担であることが顕著に表れ、教員の働き方改革を行うためにも部活動改革の実行は不可欠となっています。

国では、先ほど塩津議員が言われたとおり、令和5年度から、令和7年度までの3年間を改革推進期間として事業を進めてきました。しかし、多くの課題があり、スムーズな事業推進ができない市町村も多く存在しております。そのため、この間、国においても事業推進に当たって柔軟な対応が求められ、その都度、市町村の状況を反映した方策が検討されてきました。

この部活動改革の方針の呼称につきましても、当初は部活動の地域移行と言われておりましたが、これが一般的な移行のイメージを払拭するとともに、地域の人的・物的資源を活用しながら地域全体で支えることで、より豊かで幅広い活動を可能にするイメージを表すために、令和7年5月に部活動の「地域移行」から「地域展開」と呼称が変更されたことも、事業推進の難しさを感じさせるものであります。

本町では、先ほど塩津議員が言われたように、昨年11月に南部中学校部活動地域展開運営委員会を設立し、委員8名を委嘱して協議を開始いたしました。

昨年度までは、中学校や教育委員会の事務担当者で協議を進めてきましたが、有識者や関係団体等のご意見を伺いながら進める体制を整えたところでございます。

2月27日、先週には第2回の会議を開催し、運営団体組織の構築、基本方針、活動団体の規約について協議を行いました。

また、組織の事務局は、これまで私ども学校教育課が主に担当しておりましたが、地域展開を行うにあたって、スポーツ関係団体との連携や指導者と学校間のコーディネートを行うことが重要であるため、令和8年度からは事務局を生涯学習課のアルカディアスポーツセンターで担当し、体制強化を図ることにいたしました。

本委員会では、令和8年度中に、現在の中学校部活動のうち、少なくとも一つの休日の部活動を地域クラブ等へ移行することを目標に掲げて事業を推進していきたいと考えております。

また、本町の状況からは、民間スポーツクラブ等の参入は見込まれないため、町が中心となって運営組織をつかさどっていく体制になるものと考えています。地域展開による生徒の負担は最小限にすることが重要であると考えているところでございます。

今後、生徒や保護者の要望に配慮するとともに、委員会における有識者の意見を伺いながら事業を進めてまいります。

また、協議会での協議事項については、情報開示に努めてまいりたいと思います。

以上、塩津議員の質問のお答えといたします。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

塩津議員。

○4番議員（塩津悟君）

ただいまの答弁において、部活動の地域移行から部活動の地域展開に呼称が変更されたことがよく分かりました。

それでは、私の再質問をさせていただきます。

南部中学校には7つの部がありますが、どの部を地域クラブに移行する予定ですか。スポーツ少年団の指導者は競技によって違いがありますが、日本スポーツ協会の公認指導者、日本スポーツ少年団の公認指導者、そして各競技の公認審判が必要となるが、外部指導者になるにはどのような資格が必要でしょうか。

私の友人が甲府で外部指導者をしておりませんが、友人が勤める会社は報酬を受けるとアルバイトとみなし、会社を辞めてもらうと言われていています。外部指導者に支払う報酬はどのような予定でしょうか。

現在の南部中学校においても、保護者と外部指導者間のトラブルがあり、ある部では入部者が非常に少ないと言います。中学校の教員、外部指導者、また保護者、生徒とのトラブルは町が解決に努力してくれるのでしょうか。

最後に、中学校の公式戦において、このクラブで参加することができるのでしょうか。

以上、5つの件を再質問させていただきます。

○議長（木内秀樹君）

塩津悟聡議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林課長。

○学校教育課長（若林将基君）

塩津悟議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

これまで、先ほども申し上げたように、運営委員会につきましては2回開催をいたしました。が、いまだ検討段階にありますので、確定的なお答えができないことをまずご了承いただきたいと思っております。

その上で、1点目の地域クラブに移行する部活動はどの部活動かのご質問ですが、現在、南部中学校では、女子バレー部、女子テニス部、男子バレー部が外部指導者に指導をお願いしているところでございます。その3つの部が学校教職員だけでなく外部指導者が入り指導している点では、地域と連携し活動しているという見方ができると思っておりますので、この3つの部活動を中心に地域クラブへの移行を検討していきたいと考えています。

2つ目の指導者の資格につきましては、必ず持っていなければならない資格はございません。

しかしながら、町では指導者には次のような資格や能力があることが望ましいのではないかと考えています。

まず、競技の専門性の観点からは、各種目とも専門的な指導スキルが求められるため、例えば日本スポーツ協会や競技団体の指導者資格、または保健体育科の教員資格等が必要であると

考えています。

また、救急対応や応急処置の対応も必要でございますし、そして、青少年への理解や対話力、心理的に配慮したコミュニケーション能力も必要であると考えています。

また、これらにつきましては、文化系活動についても同様に必要だと考えているところでございます。

今後は、教育委員会としましても、これらの能力を研鑽する研修を開催することも検討していきたいと思っております。

3つ目の外部指導者に支払う報酬ですが、まず額については、現在山梨県が行っている事業における部活動指導員の報酬が、時給1,600円となっております。

したがいまして、この額が部活動指導員、地域クラブでの指導員の報酬の基準にもなると考えています。

それから、先ほど質問にありましたように、兼職兼業を今現在の指導者がお勤めされている会社にも兼職兼業の届け出を出していただいて、それが認められるということが条件になると思っております。

次に、活動におけるトラブル解決についてですが、本町では、町が運営団体となって、直営で事業を行っていくことを想定しておりますので、トラブルの個別内容にもよりますが、運営団体である町が仲裁や調停をすることなどをして、関わっていくことを想定しております。

最後に、公式戦への地域クラブの参加でございますが、所在教育委員会が認めたクラブであって、指導者資格を保持している等の基準をクリアしていることで、すでに地域クラブの参加を認めている種目がありまして、テニスやバレーボールがそれに該当をいたします。

軟式野球につきましては、現在は認められていませんが、今後早い段階で地域クラブの参加を認める方向に進む見込みがあることを聞いております。

国では多くの先進的な事業モデルを紹介していただきますが、本町のような小規模な自治体におきましては、都市部の先進モデルでは想定されない課題が数多く山積しております。

今後も地域展開運営委員会において、関係者のご意見を伺いながら、本町に合った地域展開を検討していきたいと考えております。

以上、塩津議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

塩津議員。

○4番議員（塩津悟君）

再質問の回答はよく分かりました。

再々質問ではありませんが、本町に合った地域展開を心がけ、他町からも南部の地域クラブでやってみたいと思われるようなクラブをつくっていただきたいをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（木内秀樹君）

以上で、塩津悟議員の一般質問を終了いたします。

次に、1番、芦澤潤一郎議員の質問を許します。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、私から1問、一般質問をさせていただきます。

町営バスはデマンド運行への移行は進むのか、です。

今までに多くの議員が町営バスについて問題を提起してきました。町民の皆さんからも空バスについての問題が多くあり、デマンド交通についての提案もありました。

デマンドとは、利用者の予約に応じて経路やスケジュールを柔軟に変更して運行する地域交通の公共交通のことです。これは利用者のニーズに合わせて運行します。

従来のバスのように、決まった時刻に決まったルートを走るのではなく、タクシーの利便性とバスの効率性を掛け合わせたような仕組みです。

デマンド運行にはメリットとデメリットがあります。

メリットとしては、予約があった場合のみ運行するため、空バスの運行を避け、運行コストの削減が期待できます。また、利用者が必要な時に比較的自宅近くの乗降場所から目的地まで乗り降りできるため、利便性が高まります。そして、外出の機会が増えることにより、買い物や通院など地域経済や住民の生活支援につながります。

デメリットとしては、利用するたびに予約が必要で、高齢者にとって心理的なハードルがあります。また、乗り合い率が低い場合、運行コストの削減効果が限定的になり、財政負担が増加することです。

さらに、需要が集中する時間帯には待ち時間が長くなったり、相乗りで遠回りになり到着に時間がかかったりする可能性もあります。

予約システムや配車システムなどの導入に初期投資の費用もかかります。

現在、各自治体でデマンド交通が導入されている背景としては、地方での足の確保が必要なためです。利用者が少ない路線バスは赤字になりやすく、廃止されるケースが増えています。その代替手段としての導入になります。また、免許返納後の高齢者が買い物や通院のために自由に移動できる手段が必要になるためです。

町では、空バスが走っているとよく言われます。

今まで委員会や町営バス審議会等でデマンド交通について質問しましたが、なかなか実現できませんでした。

われわれ議員も昨年、鳥取県の伯耆町にデマンド交通に関して先進地視察研修に行ってきました。伯耆町では、学校のスクールバスも含めたデマンド交通を実施していました。デマンド交通の取り入れ方は各町村で違うとは思いますが、南部町に合ったデマンド交通を進めるべきだと考えます。

先の議員懇談会で説明がありました、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、わが町のデマンド交通を今後どのように進めていくのか、町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

芦田潤一郎議員のご質問にお答えいたします。

皆さまもご存じのとおり、町営バスは高齢者や車を運転されない方々にとって、日々の通院や買い物などに欠かせない大切な町の財産です。

令和4年度に実施しましたアンケート調査でも、利用者の方々から「なくてはならない存在です」「いつも本当にありがとう」といった温かいお声をたくさんいただきました。

この交通弱者にとって大切なバスは、これからもしっかりと守り、持続していかなければなりません。

ただ、一方で、人口減少などの影響から、残念ながらバスを利用される方々が減っている便があるのも事実です。「誰も乗っていないのに大きなバスが走っているのはもったいないのでは」というご意見もいただいております。

「バスがないと困る」という切実な声と、「もっと効率的にできないか」という声、この両方のお声にどうすればお応えできるのか、頭を悩ませておりました。

こうした状況の中、本年8月の町営バス運営協議会において、協議会の正副会長であります芦澤議員、仲亀議員より、鳥取県伯耆町の事例をもとにしたデマンド運行導入の有益なご提案をいただき、これが検討の出発点となりました。

デマンド運行とは、一言で申しますと、あなたのための予約制バスです。これからの時代に合った、便利で無駄のないバスの仕組みです。この素晴らしいご提案を受け、私たちは早速、県や陸運局の助言もいただきながら、南部町に合ったデマンド運行はどんな形かを検討してまいりました。

まずは試験的に導入する路線として、県の補助対象外である陵草線から始めるのが現実的だと考えております。

先日、芦澤議員、仲亀議員とご一緒に国の交通を管轄する機関へ相談に伺ったところ、南部町に合った方法として、主に2つの案をご提案いただきました。

第1案は、現行路線を維持し、路線上に乗降ポイントを設定する方法です。利用者にとって分かりやすいという利点がある一方、予約のないポイントの移動により、走行の無駄が生じる可能性があります。

第2案は、既存路線を廃止し、エリア内で予約された乗降ポイントのみを運行する方法です。利用者が慣れるまで時間を要する可能性はありますが、効率的な運行が実現でき、走行の無駄を排除できます。

町といたしましては、コスト効率性の観点から、現時点では第2案のエリア内運行がより適切ではないかと考えております。もちろん、いきなり仕組みを全部変えてしまうわけではありませぬ。まずはお試し期間として1年間の実証実験を行い、本当に使いやすいかどうか、町民の皆さまに試していただきたいと考えております。

今後の大まかなスケジュールですが、まずはこの陵草線がもともと陵草区の皆さまからのご要望で始まった路線であることから、陵草区の皆さまに丁寧に説明をし、ご理解をいただくことから始めたいと思います。早速ですが、過日、陵草区に対して第1回の説明に行ってきたところです。

その後、町の町営バス運営協議会をはじめ、国や県、隣接自治体などの関係団体で構成される地域公共交通会議の議決後、議会での条例改正の審議を経て、運行開始の準備を進めてまい

ります。

皆さまに安心してご利用いただけるよう、しっかりと準備を進めますので、実証実験の開始は令和9年3月ごろを目標としております。

この1年間の実証実験終了後、利用者の皆さまからご意見をいただき、それを反映させ、南部町にあったデマンドバスを完成させていきたいと考えております。

今回の取り組みは、単なる経費削減の話ではございません。町の大切な財産である町営バスを時代の変化に合わせて進化させ、これからもずっと残していくための前向きな取り組みだと考えております。

今後、この取り組みを前進させるにあたりましては、ご提案のきっかけをくださいました芦澤議員、仲亀議員に先進地の知見をさらにご教示いただきながら、議会の皆さま、そして町民の皆さまのご理解とご協力を得て、持続可能な地域公共交通の実現を目指してまいります。

議会の皆さまにも、今後、移行に向けてご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上で、芦澤議員からのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

ただいまの答弁で、デマンド運行への取り組みがよく分かりました。

公共交通の価値は見えにくい価値ですが、路線がなくなった場合を考えると見えやすくなります。もし路線がなくなったら、それまでその路線を使っていた人はどうなるでしょう。例えば、公共交通を使って通院、買い物をしていた高齢者は大きな影響を受けます。

一緒に住んでいる家族がいれば送迎をしてもらえますが、ひとり暮らしの高齢者の場合、外出する回数が減ります。そして、高齢者の外出が減って体を動かす時間が減ると、寝たきり状態になりやすくなり、介護サービスの費用が増加します。

公共交通路線を維持することは、高齢者の運動量を減らさないことを通じて費用の発生を防ぐこととなります。

再質問ですが、デマンド交通を議決するにあたって、町営バス運営協議会は、町の中で行う会議の内容等で理解しておりますが、地域公共交通会議はどのように議決等を行うのか、詳しく説明をお願いいたします。

また、陵草線の実証実験に伴う陵草区の説明会が行われましたが、その内容についてもお伺いをいたします。

先ほどの答弁において、今のデマンド運行の取り組みが早いペースで行われています。実証実験を1年とせず、スケジュールを早くすることができるのか、以上3点についてお伺いをします。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

芦澤潤一郎議員の再質問にお答えいたします。

まず、地域公共交通会議はどのように行うのかのご質問ですが、町営バスの運行形態の変更など、地域の公共交通に関する重要な計画を策定変更する際には、関係者間の合意形成を図るための法定の協議の場として、地域公共交通会議を設置し、そこで協議を整えることが基本となります。

ここ数年、運行内容に大きな変更がなかったため開催されておりましたが、この会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置される法定の協議会です。

既存の町営バス運営協議会は、より運営実務に近い協議の場ですが、この法定の地域公共交通会議は、より広く戦略的な意思決定を行う場として位置づけられています。

構成員は法律で定められており、協議する内容に応じて決められます。

今回のデマンドバスへの移行の場合は、道路管理者である国土交通省や山梨県県土整備部、バス事業の許可許認可関係で陸運局山梨支局、道路交通法の関係で警察署、陵草線は静岡県側の道も利用しているため、静岡市、そしてバスを実際に利用する、あるいは利用する可能性のある住民の代表者などが構成員となります。

この地域公共交通会議の一般的な進め方は、町はなぜデマンド運行への移行が必要なのか、その背景を委員に説明し、この説明に対し、それぞれの専門的立場から意見を述べていただき、協議を行います。

全ての構成員が計画的に異論なく合意に至り、協議が整ったら初めて陸運局へ対し、変更許可申請書等の手続きをすることができます。

以上が地域公共交通会議の内容と流れの説明となります。

次に、陵草区の説明会についてのご質問ですが、先日、2月13日に陵草区で説明会を行いました。デマンド運行への移行が必要になった経緯や、実証実験を踏まえた今後の流れについてご説明いたしました。

出席者の皆さまからは、利用者の減少に伴うコスト削減の観点から意義のある移行であるとの意見をいただきました。

一方で、現在は車の運転が可能な人たちが、将来的に運転が難しくなり、バスの利用が増える可能性が考えられます。その際に、デマンド運行から再び現在の路線バスに戻す要望があった場合、戻すことは可能かといったご質問がありました。

この件につきましては、すでに陸運局に確認を行っており、今回のデマンド運行への移行は、自家用輸送運送の許認可の範囲内で行われるため、必要に応じて路線バスへ戻すことも可能である旨をお伝えしました。

また、補足として申し上げますと、陵草線は民間路線のバスの代替路線ではないため、もともと県の補助金の対象ではございません。そのため、デマンド運行への移行による補助金への影響はございません。

ただし、町内のほかの代替路線では、県の補助金が適用されており、1度路線バスからデマンド運行に移行すると、再び路線バスに戻す際には補助金の対象外となりますので、ほかの路線については慎重に検討する必要があります。

ほかに指摘事項はありませんでしたので、デマンド運行への移行について合意いただいたも

のと認識しております。

以上、陵草区に対する説明会の内容に関する報告となります。

最後に、デマンド運行のスケジュールを早くすることができるのかのご質問ですが、デマンド運行のスケジュールについてですが、先ほど申し上げましたとおり、町営バス運営協議会および地域公共交通会議の議決後、議会による条例改正の審議を得て準備を進める予定です。

この流れは、両協議会の議決後に議会での審議を行う形となり、運行開始までに約1年程度の期間が必要になると見込んでおります。

仮に各議決がスムーズに進んだ場合でも、例年、バスの時刻表改定をJRの時刻表改正に合わせて3月に行っており、この時刻表改定とデマンド運行開始時期を合わせる方式を取りたいと考えておりますので、実証実験の運行開始時期として令和9年3月ごろを目標とする方針には変更はございません。

皆さまに安心してご利用いただけるよう、準備を確実に進めてまいりますので、どうぞご理解いただけますようお願い申し上げます。

以上で、芦澤議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

まず、3点につきまして、地域公共会議については、多くの議員さん、ほかの各町村も含めて、静岡県の方もいるということですから、これが議決できるように根回しのようなことを、ぜひとも交通防災課のほうでお願いをしたいと思います。

また、陵草線については、先の懇談会ではいい結果が出たと思います。実証実験を行うに当たって、陵草区民の皆さまとうまく話をしていただき、ぜひとも進めていただきたいと思います。

3つ目のスケジュールについては、JRとの兼ね合いがあるということですから、これはいたしかたないかと思えます。

そういうことで、一応再質問はございません。デマンド運行を進めるには、説明にあったような一歩一歩進めるべきだと考えます。

町民の皆さまが望むデマンド運行を進めていただきたいと思います。そして、南部町に合ったデマンド運行を期待します。

今、たびたび高齢者運転の交通事故が報じられ、免許返納が進められていますが、歳をとって運転することが危なくなっても、運転をやめると、ほかに外出手段がなく生活が成り立たないのでなかなか運転をやめられないという場合があります。もし、家の近くに充実した公共交通路線があれば、運転をやめることができ、悲しい事故の発生が抑えられるかもしれません。

このように、運賃収入だけでは利益を上げられない線路でも、路線があることによってもたらされる他の利益があります。それは健康や交通安全の分野だけでなく、商業、教育、観光、まちづくり、防災などさまざまな分野にあると考えられます。デマンド交通は、われわれ議員も、また多くの町民も興味がある問題です。

今後も町の持続可能な地域交通の実現に向けてデマンド交通を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

町長、お願いします。

○町長（佐野和広君）

せっかくいい提案をいただきました。私も、町民が安心安全な生活をするためには、大きな2つの問題があると考えておりました、まずは地域医療。これを何とかしなくてはいけない。

それから、高齢者の買い物、あるいは通院等でどうしても足の便が悪い。この2つはもう必須事項です。そして、バス運営協議会でそういう他県の状況を見て、いい形を取りましたから、ぜひこれを進めたいところです。スケジュールを見ると1年とかなり長い間であるため、これは一刻も早く進めたいです。

ですから、委員会等で再度協議していただいて、こういう方向でいくと決まれば、私としては早速行動に移したいと思っていますから、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で、芦澤潤一郎議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時45分です。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に2番、望月憲之議員の質問を許します。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、私のほうからは、安心して釣りや川遊びができる富士川の環境整備についてお伺いをしたいと思います。

富士川の支流である富士川の溪流は、北海道と本州に生息するイワナ釣りの好適地として知られており、東海自然歩道を歩くと七ツ釜の滝、風吹き滝などの見どころがたくさんあります。

特に上流エリアや源流に近い石合川では、魚影が濃く、天然のイワナも期待できることから、多くの釣り客が溪流釣りを楽しみに南部町に訪れています。

実際、私が小さいときも、川でイワナを触ったという思い出もあります。

イワナのシーズンは通常3月1日から9月30日までですが、桜が咲き始める4月ごろからが本格的なシーズンとなり、釣り客が増えます。

また、富士川は富士川の支流として、アユ釣りの愛好家にとって美しい環境の中で釣りが楽しめる魅力的な釣り場であり、豊かな自然環境が釣りの楽しさを一層引き立て、中部横断自動

車道の開通もあり、土日を中心に多くの釣り客が訪れています。

2025年のシーズンは、大きな災害や大雨での大洪水もなく、比較的穏やかなシーズンであり、富士川も濁りが少なくきれいになってきたことで、形のいいアユが多く釣れたようです。

2026年のシーズンも期待ができ、多くの釣り客が訪れるのではないのでしょうか。

しかしながら、釣り客が多くなり、交流人口が増えるとともに、公民館や車道など駐車場ではない場所に無断で車を停めるマナーの悪い釣り客や、富士川で遊ぶ人たちが帰りにごみを捨てて帰るなどが見受けられるようになりました。

また、子どもたちが川で遊ぶ際に、釣り針が丸まって川の中や河原に放置してあり、大変危険な状態で、子どもたちが裸足で遊ぶことができないなどの苦情も聞きます。

使わなくなった針をどう処理するか、自治体によっては公式ウェブサイトやごみ分別アプリを用意しているところもあります。

釣り客や川で遊ぶ家族やグループにとって、富士川は魅力のある川であり、紅葉の時期も含め、今後も訪れる人は増えると考えられます。

民間の方が民地を利用して車を止められる場所を確保して看板を設置し、釣り客が安心してアユ釣りができるよう苦心をしています。

南部町に安心して訪れ、楽しむことができるよう、交流人口を増やすためにも、町として駐車スペースの確保と看板設置、マナーを促すチラシや看板設置などを考えるべきではないかと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

望月憲之議員からの、安心して釣りや川遊びができる富士川の環境整備についての質問にお答えします。

富士川は豊かな自然と渓谷美に恵まれ、溪流釣りやキャンプなど自然と触れ合いながら四季を楽しむことができる素晴らしいフィールドとなっております。

また、本町には富士川以外にも戸栗川、佐野川といった自然豊かな富士川の支流があり、これらは町の貴重な観光資源となっております。

こうした自然の魅力を多くの方々に満喫していただくとともに、環境を守りながら利用者の安全を確保するための取り組みは大変重要であると考えております。

中でも、富士川はアユ釣りの愛好家も多く訪れたり、家族やグループでキャンプやバーベキューを楽しんだり、夏場は大変にぎわう賑わう場所でもあります。

ご質問にありますように、町でも利用者の増加に伴うごみ問題や無断駐車、マナー向上に向けた取り組みが必要であると認識しております。

これらの課題に対するための駐車場スペースの確保と看板の設置についてであります。環境保全や適正利用を促すための案内板の設置につきましては、河川管理者や道路管理者など関係機関と協議の上、検討を進めてまいります。

また、利用者のマナー向上を目的とした啓発用看板やチラシ配布などにつきましては、漁場

を管理する漁業組合と協力し、取り組むことといたします。

河川を背景とした課題につきましては、県や漁業組合など、関係機関との協議や協力が不可欠であります。

町といたしましては、関係課や関連団体との連携を図りながら、取り組みを着実に進めてまいります。

また、富士川周辺には、町が指定管理を行う観光施設、道の駅とみざわ、山水徳間の里、奥山温泉などがあります。これらの施設や民間経営のキャンプ場、宿泊施設と連携し、富士川の魅力を広く発信しつつ、環境保全と持続可能な利用についての啓発も強化してまいります。

次に、ごみ問題への対応であります。地域住民や関連団体の協力を得ながら、清掃活動や美化運動の実施を検討してまいります。

さらに、町のホームページやSNSを活用した広報活動を充実させることで、これらの取り組みを町内外に広く発信してまいります。

このような取り組みにより、富士川を訪れる全ての方々が快適で魅力的な場として楽しんでいただけるような環境整備に努めてまいります。

豊かな自然を最大限に生かしながら、観光資源としての価値をさらに高めることによって、交流人口のさらなる増加を目指してまいります。

そして何よりも、自然を愛する方々には、誰よりも自然を大切にさせていただけることを願っています。

以上で、望月議員からの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、再質問をしたいと思います。

産業振興課長の回答にありましたように、町の真ん中を流れる富士川を中心として、その支流であります富士川、戸栗川、佐野川は町の有力な観光資源でもあります。

それぞれが違った魅力を持っていて、きれいな川と豊かな自然の中で、釣り客ばかりではなく、公園においては子ども連れの家族やグループが川遊びやバーベキューで楽しんでおります。

しかしながら、1度訪れた人たちが再度訪れる気持ちになっていただき、交流人口を増加するためには、トイレや駐車場などの環境を整備し、満足していただくとともに、受け入れる町と町民の意識も大切であります。

町でも、利用者の増加に伴うごみ問題、駐車場の問題、マナー違反への対応として、河川管理者、道路管理者等と連携した取り組みをするということで、今後に期待をしております。

さて、看板設置であります。実は先日、アルカディア公園において孫と遊んでいたところ、ウォーキングコース、遊歩道を自転車で走る子どもが7人ほどおりました。

看板は設置されていますが、そこへの自転車の乗り入れは禁止されています。

しかしながら、看板には多くの情報が詰まっっていて、子どもたちには理解できず、親も看板に気がつかないようでした。

3組の親御さんに看板を見て説明をし、理解をしていただくとともに、この時はアルカディアの事務局へ連絡をとり、駐車場奥の広場を使用してよいとの確認を親へ説明をして移動していただきました。

このように町としては看板を十分に設置して情報提供をしているとしても、なかなか理解していただけることが難しいこともあります。

看板の設置による案内は大切ですが、環境に融合し、訪れた人に分かりやすく理解していただけるものでなければ設置の意味はありません。

富士川へのマナー向上のための啓発用看板なども十分に内容を検討していただくよう期待するとともに、どこに駐車ができる箇所があるか分からない人のために、南部町公式LINEでの周知もお願いしたいと思います。

また、富士川監視ボランティアなど声かけができる人を民間から募集し、定期的に巡回していただいてはいかがでしょうか。町の考えを伺います。

また、富士川では毎朝多くのシラサギが、驚くほど舞い上がります。かなりの数のアユがシラサギの朝食になっているのではないのでしょうか。

日中は餌を求めて富士川や福土川に移動するシラサギは、日が暮れるとねぐらとなる氏神様の境内等の大木に恐怖を覚えるほどの数が集まります。

シラサギは集団で繁殖地コロニーを形成し、糞による悪臭や騒音、洗濯物や車への糞害、悪臭などの生活環境被害を引き起こしています。

この対策についても、個人の力ではどうすることもできません。

鳥獣保護管理法があり難しいと思いますが、関係機関と連携して対策をお願いしたいと思います。

町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

再質問にお答えします。

富士川およびその支流の河川は、町の重要な観光資源であり、それぞれ異なる魅力を持った非常に価値のある自然環境です。この豊かな自然を生かした観光振興に力を注ぎ、利用者の満足度向上にこれまでも努めてまいりました。観光資源の保全や利用環境の改善の重要性は町としても強く認識しており、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

まず、看板設置について議員からご提案がありました件につきましては、設置看板の表現内容や場所を検討してまいります。

特に訪問者により分かりやすく、目にとまりやすいものとする事、また、子どもにも理解しやすい視覚的なデザインやQRコードによるより詳細な情報の提供などにも配慮してまいりたいと思います。

看板の設置場所につきましては、河川管理者や道路管理者、関係機関と協議する中で、より見やすく分かりやすい案内板の整備に努めてまいります。

次に、富士川監視ボランティアの活動についてのご質問であります。河川の環境保全には、地域住民や訪問者のマナー向上を図ることは欠かせない取り組みであると認識しております。

そのためには、周辺地域全体で課題に取り組むことが必要であると考えます。その中でも住民の環境保全に対する意識を高める活動が極めて効果的な手法であると考えております。

町といたしましては、住民の主体的な環境保全活動には積極的に支援を行ってまいります。

具体的には、住民ボランティア募集の広報や活動に必要な物品の提供、事務的な支援などを行うことで、住民の皆さまが取り組みやすい体制づくりに努めてまいります。

次に、シラサギによる生活環境被害への対策についてであります。集団繁殖コロニーに伴う糞害、悪臭、騒音、洗濯物や車への被害など、生活に深刻な影響を及ぼしていることから、すでに町へも相談が寄せられております。

20年ほど前には、山梨県全域の河川でカワウの大量繁殖により、アユやオイカワ、コイなどが捕食され、大きな被害となりました。

このときは、漁業協同組合が猟友会と連携してカワウの駆除に当たったと聞いております。

今回のシラサギの被害も同様に行政が単独で対応することに限界がありますので、過去の対策例を参考にしながら、関係機関や専門機関と協議しながら有効な対策を検討してまいります。

自然環境の中で起きていることではありますが、町民の皆さまの暮らしを最優先に考え、課題解決に向けて取り組んでまいります。

以上で、望月議員からの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月議員。

○2番議員（望月憲之君）

課長の答弁の中にも、前向きに検討していくというお話がありました。ボランティアの募集、あるいは住民の意識の向上、それからシラサギの対応というものも、カワウへの対応がそのまま当てはまるかどうか分かりませんが、何らかの方法を取っていくことによって、一步一步前進していくのではないかと思います。

昨年10月に、町の指定管理をしている道の駅とみざわ、山水徳間の里、それから奥山温泉が富士川流域の観光振興を図ろうと、富士川清流ライン活性化実行委員会を設立しております。

既存の観光業者と連携した取り組みが望まれますので、ぜひ町の指導もお願いをしたいと思います。

さて、先日、「がんばれ天然あゆ」の講演会が民間主導で開催をされまして、そのときに県水産技術センター長の話がありました。

富士川のアユが近年は多く遡上し、特に富士川系のアユは大きいそうです。これは遡上しやすく、河川改良があったことと、川がきれいになってきたことによるそうです。

富士川やその支流がきれいになり、濁りが少なくなれば、アユは多くなり、釣り人も増え、富士川を訪れる人も増えるのではないのでしょうか。

川遊びする人も増え、子どものときに連れて行ってもらったきれいな川へ、大人になればまた再び訪れていただけるのではないのでしょうか。

こうした好循環になるため、町としての対応に期待して私の質問は終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

以上で望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今回、自分からは、町の行政サービスや地域の安全確保維持に欠くことができない役場の職員数の現状について伺いたいと思います。

令和7年度4月の役場の職員数は、正規職員108名・会計年度職員69名・再雇用職員7名の計184名となっています。

現状においても職員の不足感は否めず、行政サービスへの影響、行政組織の疲弊、地域社会の衰退につながるのではないかと危惧されていますが、令和8年度は新規採用者が2名、定年退職者が5名とさらに厳しい状況と聞いています。

再任用や会計年度職員採用で職員数の維持はしていただけると思いますが、非常に心配です。

職員数の減少は、行政改革による定数削減、団塊の世代の退職、少子高齢化等が重なり現状に至っています。

本町においても採用状況の逼迫、若手職員の離職などで町の行政サービスを維持していくための職員確保が懸念されています。

町の将来を見据えた職員確保の取り組みについて、町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

遠藤課長。

○総務課長（遠藤一明君）

望月小五郎議員のご質問にお答えいたします。

現在の職員数に対して不足感が否めず、行政サービスを維持していくための職員確保が懸念されていますとのご指摘ですが、各自治体の職員数につきましては、定員管理調査をもとに、その自治体の適正な職員数が示されております。

定員管理とは、組織が事業や業務を効率的、効果的に遂行するために必要な人員を定め、各部門に適切に配置・管理することで、業務量や行政需要の変化に対応しつつ、人件費の適正化と行政サービスの質の維持向上を目指すものであります。

本町は、平成15年3月に南部・富沢の両町が合併し、人口は1万652人、正規職員は176人、臨時職員数は70名でした。

当時の定員管理における適正な正規職員数は121人で55人の超過となり、その後、適正化を図るため、5年間の試験未実施期間、団塊の世代の退職や新採用申込数の減少などが影響し、20年間で正規職員が107名まで減少しております。

実際、制度改正や法改正、権限移譲や合併による広域化など多様な変化による業務量の増加

はありますが、合併当時から実施してまいりました地籍調査、中山間事業の終了や、少子化による保育所、小中学校の統合など、全ての面で仕事量が増加しているわけではございません。

また、南部町の人口動態も合併当時の1万人から6,300人ほどに減少しており、今後の事業展開におきましても、利用施設の集約化や事業のコンパクト化など、町の規模に応じた見直しをしてまいります。

合併前の旧南部町は人口6,500人ほどで、正規職員93名でありましたので、職員数の不足感が否めないほどではないと考えております。

しかしながら、職員採用につきましては、本年度も統一採用試験のほか、臨時採用試験を2回実施しましたが、採用者2名と残念な結果となっております。

今後の定年退職者数を考慮しますと、これ以上職員数を減らすことは行政サービスの低下を招かざるを得ませんので、今後は引き続き臨時採用試験の実施、合同就職説明会への参加や高等学校へのあっせんなどを実施してまいりたいと考えております。

○議長（木内秀樹君）

総務課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

南部町定員適正化計画を見ましたが、それより少ない職員数、またこの間発表もあった休暇の取得状況などから、職員の皆さんが最近の業務の複雑化、業務量の増大、日曜出勤などでゆとりが持てていないのではないのでしょうか。

新規採用者を増やす最善手は、中堅若手の職員さんが自ら仕事のやりがい、楽しさ、職場の素晴らしさを職場外で語っていくことが何よりだと思っています。

再質問は、その中堅若手職員の離職者防止について質問したいと思います。

現在の職員数は不足感が否めないほどではないが、将来的には定年退職者数を考慮したとき、これ以上の職員数減少は行政サービスの低下を招かざるを得ないとの回答ですが、将来にわたり職員数を確保するには、新規、臨時の採用募集と同時に、離職者防止対策が重要だと思っています。

令和5年9月定例会での私の質問、職員評価の取り組みへの回答では、中堅若手職員に対しては伸ばすべき能力に着目しているとのことでしたが、その結果、どのような効果があったのでしょうか。

離職者防止として、適切な人事評価は無論、職員のモチベーションを上げるための自己啓発支援なども有効であると考えます。町の具体的な離職者防止対策についてお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

遠藤課長。

○総務課長（遠藤一明君）

望月小五郎議員の再質問にお答えいたします。

職員数を確保するには、新規、臨時の採用者募集と同時に、離職者防止対策が重要とのご指

摘ですが、まず、令和5年9月の一般質問、職員評価の取り組みについて、中堅若手職員の能力を伸ばし、やる気を促す人事評価の結果についてのご質問ですが、中堅若手職員は、これからの組織に貢献することを考慮して、能力評価に重点を置いた評価となっております。

能力評価とは、主に職員の日々の職務行動や保有能力、知識技術を評価するもので、潜在的な能力を評価するものではなく、その職に期待し求められる能力に対し職務上とらえた実際の行動を基にした評価となります。

一方、管理職層については、これまで培われてきた能力を発揮して、それぞれの職務を適切に執行し、組織業績を上げることで組織に貢献しているのかの評価となります。

このようなことから、中堅若手職員におきましては、期首・期中・期末面談をもとに、以前にも増して知識・技術、日々の職務行動が向上していると考えており、日々起こる突発的な事案に対しましても適切な対応を行うなど、適切な人事評価が実施されていると思います。

次に、職員のモチベーションを上げるための自己啓発支援についてですが、人事評価における個別面談や職員に対する1人1研修の実施、スキルアップや能力開発のためのセミナー受講など、職員のモチベーション向上や人材育成を目的とした支援については、すでに実施しております。

また、さまざまな職員の悩みに対するカウンセリング、アンケート調査、コンプライアンス研修など、離職防止に対する対策に取り組んでおります。

○議長（木内秀樹君）

総務課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今の総務課長の答弁ですが、本当に100%の100点の答弁かと思います。

ですが、実際には職員が求めるところはどこかと思えば、やはり職場に行って楽しい、自分自身の力を思い切り発揮できる、そして将来を見通したときに、自分の将来が見えてくることが絶対に必要だと思います。

そこが見えてこない、途中からより魅力がある方へ行ってしまうのは、人間誰もそうだと思います。

しかし、ここの役場や地方公共団体で働く人は、町民の公僕であることですから、その皆さんが仕事でしていることが本当に人のためになっているのだ、という自覚を持ってもらいながら、やっていて楽しいと思うような職場づくりが必要だと思います。

若いから貯金も少ないし、給料も少ないけれど、見返りは必ずあると認識してもらえるような、そういった職場になっていけば、離職者は出なくなるのではと、私は思っています。

役場の年齢構成がどうなっているかわかりませんが、例えば勤続10年ぐらゐの若い職員が辞めることは、役場にとって、延いては町にとって、大変な打撃だと思います。せっかく仕事を覚えてきたときに辞めてしまえば、積み上げてきたキャリアが台無しになってしまう上に、他社へ行って、ここで覚えたことを発揮して活躍されては絶対に損だと思います。

ですから、何があっても職員は退職させない、ここにいてもらい、一生を楽しんでもらいたいという意気で取り組んでいただきたいです。

また、啓発をお願いしたのですが、今は皆、退職してから15年や20年ほどはまだ働けません。それだけ健康年齢が上がってきていますから、職員さんが退職したときに、もう一旗、自分の好きなことができるのだという声掛けをお願いしたいです。何か資格を取ったり、技術を付けたりしていくことが、この役場の職員の人数を維持していくのに非常に大切になるのではないかと思います。

それにはお金はかかると思います。節約だけが全て、節約だけが町を豊かにするということは、絶対にはないと思います。出す時には出す、職員育成にはお金がかかるのだという思いを持っていただければ絶対にできると思います。

最初に言いましたが、一般のお客さんが職場環境へ入ったときに、ああ、この職場は明るいな、楽しいなというのは感じられることです。そういう一般の、町民の皆さんが役場は明るくていい場所だと思われるような職場づくりを考えていただきたいと思います。

町長、もし意見があったらどうでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

町長、お願いします。

○町長（佐野和広君）

非常に理想的なご意見をいただきましたが、我々も職場の職員に対して、様々な面で支援をしております。

先ほど総務課長が言ったように、色々な研修をやってみたり、あるいは若手同士の集まりを開いてみたり、何とかこの職場環境を良くしようと努めております。

ただし、最終的には本人の自覚ですから、それをどうこうできるはずがないのです。

役場の職員が少ないと言いましたが、少ないなら少ないなりにやるのが職場です。

そして、役場には今いくつかの課があります。職員数が少なければ、最終的には統廃合をして、大きな課として皆で業務に携わってもらい、そういう方法しかありません。

それから、退職する方々に関してですが、将来的には、今まで上司だった人が今度は部下だった人の下につくということも、必ずこれからあると思います。

それからもう一つは、今まで役場がやっていたこと、これは全てやることはできませんから、アウトソーシングで他所にその仕事を回してみるといった形をとって、何とかしてこの自治体を守っていこうと考えております。

若手もやる人はやっていますし、すごくモチベーションもあります。そういった方々は次の段階として、2年、3年経ったら、今度は次の段階で大きな仕事をしてもらおうと、私は考えております。見ていただければ、やはり最終的には個人の意識、やる気だと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今とても熱く語っていただいて、確かに町長の言われたとおりだと思います。

ただ、最終的には個人だと言われていましたが、当然面接するときはその人の心の中まではともかく、役場職員としての素養の有無は面接の際に十分にわかると思います。そこをしっか

りさせないと、これは危ないな、なんて方を入れても、必ず退職してしまいます。

あとは、モチベーションを上げている職員がいっぱいいるならば、そのモチベーションの連鎖を役場でやってほしいと思います。モチベーションが上がっている職員に、なぜそんなにモチベーションが上がっているのか聞いてみてください。

なぜこんなにやってくれているのか、楽しいことがたくさんあるからなのか、人のためになっていることが嬉しいか、といったことを聞いて、そうだと言われたらそれを連鎖させていってください。その人に後輩を仕込ませてやってください。そうすることがきっといい職場づくりに貢献していくと思います。

自分が頭の中でただ言っているのは理想だと言われたのですが、自分も郵便局にいたときに痛い目に遭いました。職員を失いました。

だから、どうしたら楽しく暮らせるのか、楽しく仕事ができるのかと考えましたが、自分があまり口出すことではありませんでした。郵便局は窓口にお客さんが来ますから、お客さんが職員を育ててくれました。

私が思うに、人を育てる、育てていくということは、会社でやること、周りの人が育ててくれること、自分の努力、この三位一体だと思います。これは理想論ですから何とも言えませんが、大切なところかなと思っています。

先ほど言っていたように、職員数がなければ、狭い中で統合合併してやっていくという話がありましたが、そんなに無謀なことをしなくても、今の職員数と今ある課を維持して頑張ってもらったほうがよいかと思いますが、その辺りは執行部の皆さんに努力していってもらいたいと思います。

以上で、1問目の質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎心議員。

○3番議員（望月小五郎君）

2問目は、4月より始まった带状疱疹ワクチン接種について質問します。

実は自分の周りで带状疱疹に罹ってしまった方が多く、先日も、自分の先輩で病気とは無縁そうな非常に屈強な方が带状疱疹に罹ってしまい、運悪く土日が絡んでしまったため、受診が遅れてしまいました。病院行ったときには結構病状が進んでいて、顔にも目の辺りにも疱疹ができていたので、失明や脳に障害が起こる恐れがあるとのことから緊急入院になりました。完治するまでにはすごく辛い思いをされたそうです。

私は大丈夫と思っても、歳を重ねてくるといつ罹患してもおかしくありません。

町長は罹ったことはありますか、どなたか罹ったことは。皆さんない。病気が逃げていくほどお元気な方ばかりですからね。

ただ、1人でも多くの町民が、ワクチン接種について考えていただきたいと思っております。

ワクチン接種についてはこれから質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

带状疱疹ワクチンが国の定期接種となり、本町でも昨年4月から年度内に65歳になる方から5歳刻みの年齢の方、100歳になる方、令和7年度に限り、100歳以上は全員を対象に

接種が開始されました。

帯状疱疹は50歳代から罹患率が高くなり始め、1歳を重ねるごとに増加し、80歳までに約3人に1人が罹患すると言われています。

早期の治療がされれば大事に至ることはありませんが、治療が遅くなったり、治療されないまま放置されたりすると、発症場所によっては重症の場合、顔面麻痺、難聴、失明に至ることもある非常に怖い病気です。

不活化ワクチン接種を受けた場合、50歳以上で約97%、70歳以上でも約90%の発症予防効果があり、9年から10年以上も持続してその効果は絶大です。

非常に高価なワクチンですが、1人でも多くの町民の皆さまに発症する前に接種していただきたいと思っています。

本町における最新の接種率、また現在65歳5年刻みの接種対象者を罹患者が高くなり始める50歳からとすることはできないのか、町のお考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月小五郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帯状疱疹は神経に沿って痛みを伴う水痘が現れる皮膚の病気で、合併症の一つとして、皮膚の症状が治った後にも痛みが残り、日常生活に支障をきたすことのある病気だと言われております。

そのような中、令和7年4月以降、年度内に65歳になる方を対象とした帯状疱疹ワクチン接種が予防接種法に基づく定期接種に位置付けられることとなりました。

これに伴い、令和7年度からの5年間は、経過措置として年度内に65歳になる方から5歳刻みで100歳までの方に加え、令和7年度に限り100歳以上の方も対象にして実施することとしております。

なお、令和12年度以降は65歳となる方のみが定期接種の対象となりますが、定期接種事業の実施主体は町であるため、国や県からの補助はなく、ワクチン接種費用も高額となることから、町では接種を希望される方々の負担軽減を図る目的で、標準的な接種費用の半分程度を一般財源から助成しております。

次に、議員ご質問の本町における帯状疱疹ワクチンの最新の接種率ですが、令和7年度の接種対象者である716名のうち、令和8年2月10日時点で不活化ワクチンの1回目の接種を受けられた方が165名、生ワクチンの接種を受けられた方が19名となっております。

全体の接種率は25.6%となっております。

また、接種対象年齢を現在の65歳、5歳刻みから、罹患率が高くなり始める50歳からとすることはできないかのご質問ですが、本町で予防接種の助成に向けた検討を行う際には、財政面の課題が主な理由として挙げられます。

具体的には、令和8年度から始まる母子免疫RSワクチンの新たな定期接種や、これまで定期接種として実施してきた高齢者のインフルエンザ予防接種に、より高価なワクチンが追加さ

れること、さらには高齢者の肺炎球菌予防接種についても高価なワクチンへの切り替えが予定されておりますので、仮に助成額を半分程度とした場合でも、町の負担は増加することになります。

また、健康被害の救済制度についても、任意予防接種においては予防接種法のもとの制度が対象外になることも慎重にならざるを得ない要因の一つでもあります。

本町では、令和9年4月からの新たな医療提供体制が開始されることを見据え、任意の予防接種に対する助成につきましても共通認識の形成が必要であると考えております。

そのため、早川町、身延町とも情報収集を行いながら、意見交換を交わしてまいりたいと考えております。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今の回答を聞いて、町民の予防医療が財政面によって難しいというのは、少し寂しさを感じましたが、救済制度の対象外であること、医療連携の共通認識も当然大切だと思っています。

ただ、個人差はありますが、罹患すると非常に痛みを感じ、大変苦しい病気です。せつかくならば、予防接種の対象年齢になった人に、1人でも多く打っていただきたいです。

再質問は、1人でも多くの町民の皆さんに接種してもらうための、今まで以上の啓発活動強化についてお伺いしたいと思います。

带状疱疹は治療が遅れると後遺症が残るリスクがある怖い病気です。

定期接種でも費用が高額なため、接種を躊躇される方が多いとのこと事実です。

対象年齢の方には1人でも多く受けていただくことが、健康維持と医療費の抑制につながるのではないかと考えています。

接種率25.6%は高齢化率を鑑みても全国的に高水準だと思われませんが、一生に一度しか受けられない接種補助ですので、今以上に接種率を上げるためにも、積極的な啓発活動や医療関係機関との連携を強化していく必要があると思います。

町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月小五郎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

带状疱疹につきましても、治療の遅れが後遺症を招く可能性があることから、本町といたしましても、予防接種法に基づく定期接種の実施主体として、その重要性を十分に認識し、取り組んでいるところであります。

議員ご質問の啓発活動や医療関係機関との連携強化についてですが、毎年3月下旬、新年度の助成対象者へ带状疱疹予診票兼接種券をはじめ、助成内容、対象者情報、最寄りの接種医療

機関、助成機関ならびに接種手続きの流れを詳細に記載した資料を郵送にてお送りをさせていただいております。

また、この資料には、带状疱疹ワクチンの効果、安全性、接種後の注意点、予防接種、健康被害救済制度等に関する情報を盛り込み、分かりやすい内容でのお知らせとさせていただいているところであります。

次に、医療関係機関との連携ですが、本町におきましても、県医師会および県のご協力のもと、県内多数の医療機関との相互乗り入れ契約を締結しております。

この体制により、助成対象者がかかりつけ医に受診時や電話でのお問い合わせの際にも、接種に対し安心して相談ができる環境が整えられております。

また、県境に位置する本町では、静岡県や他県での助成接種を希望される方がおられますので、このような場合には、事前に接種を希望される医療機関に本町との契約がされているのかを確認をとっていただき、未契約の場合には個別契約を交わした後に接種を受けていただくようご案内をしております。

一方で、契約に賛同いただけない医療機関で接種を行う場合には、県内外を問わず、助成対象者であっても全額自己負担となる旨を適切に通知させていただいているところであります。

議員ご質問でございます本町における带状疱疹ワクチンの接種率25.6%は、全国的にも高水準ではないかと認識をしておりますが、带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、法律上の義務ではなく、あくまでも自らの意思で接種を希望される方にのみ実施されるものであります。

そのため、本町といたしましては、今後も対象者の皆さまに対し、正確かつ適切な情報提供に努めるとともに、個々の判断による接種希望の意思を尊重した運用をしてみたいと考えております。

また、町民の皆さまには、带状疱疹に限らず、日ごろからの体調の変化に十分にご留意いただき、気になる症状やいつもと異なる体調の変化がみられる場合には、重症化予防のため、早めにかかりつけ医にご相談いただくか、医療機関を受診していただくようお願いをしております。

以上で、望月小五郎議員の再質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

すばらしい答弁をいただいたと思います。

今、町が啓発活動をしていることを町民もしっかり受けとめて、自分自身の問題ですから、意思を持って自分の健康管理をするような、そういう町になってほしいと思います。それを続けることが一番いいと、これは我々も町が一生懸命やっているのだから、事情が許す限り受けたほうがいいという話は、地域でしていかなければいけないと思っています。

先ほどのワクチンとお金の関係ですが、先ほどの人数では、今のワクチンだと約330万円か340万円ほどかかっているのではないかと思います。ほかのワクチン、RSや肺炎球菌ワ

クチンなど、これから皆が高額なワクチンを打たなければならないとなると、かなりのお金がかかります。

町長、例えば500万円、600万円ぐらいまでだったら何とかなるとか、1千万円かけてもいい、といった話にはならないのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

この回答を得るためには、医師の診断等も参考しております。

そして、福祉保健課長が言いましたように、毎年のようにワクチンが変わってきます。しかも高額です。

今回あるRSも、個人負担となれば大変な金額になります。それを半分助成対象にするとしても高額ですから、年齢層を下げるとなると、安易に二つ返事はできません。それはご理解いただきたいです。

再度になりますが、ウイルスというのは次から次へ、毎年変化しています。それに合わせてワクチンが必要になってきますから、将来的にはそれだけで大変になります。だから、我々としても慎重にならざるを得ません。

私のところに毎月、職員が必ず決裁のためにハンコをもらいに来ます。これはどういった内容なのか聞いてみると、今度は新しいワクチンの接種で、これだけの費用がかかりますと説明してくれます。こんなに高額なのかと驚愕しますが、ちゃんとハンコは押します。

それを無闇にやっていたら、それこそ町の経営はできません。これだけは言っておきます。以上です。

○3番議員（望月小五郎君）

分かりました。以上で終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日4日（水曜日）には、文教厚生常任委員会および予算決算特別委員会、5日（木曜日）には総務建設常任委員会および予算決算特別委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室。

開会は午前9時であります。

時間までに2階大会議室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは控室にお集まりください。

散会 午後 3時39分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年3月3日

南部町議会議長

木内秀樹

会議録署名議員

仲亀佳定

会議録署名議員

若林良一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

渡辺正樹

令和 8 年

南部町議会第 1 回定例会会議録

3 月 1 3 日

令和8年第1回南部町議会定例会（第2日目）

令和8年3月13日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第3号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 南部町立保育所乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第6号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第7号 南部町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第8号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第9号 南部町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第10号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第12号 南部町霊きゅう自動車条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第13号 南部町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第13 | 議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第14 | 議案第15号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第16号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 議案第17号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第17 | 議案第18号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第18 | 議案第19号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第20号 令和8年度南部町一般会計予算 |
| 日程第20 | 議案第21号 令和8年度南部町指定居宅サービス特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第22号 令和8年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第23号 令和8年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第24号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第25号 令和8年度南部町睦合財産区特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第26号 令和8年度南部町富沢財産区特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第27号 令和8年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算 |

- 日程第27 議案第28号 令和8年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第28 議案第29号 令和8年度南部町簡易水道事業会計予算
 日程第29 議案第30号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第11号）
 日程第30 発議第1号 南部町議会議員行政視察研修実施について
 日程第31 議員派遣の件について
 日程第32 閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 芦澤潤一郎 | 2番 望月憲之 |
| 3番 望月小五郎 | 4番 塩津悟 |
| 5番 高橋茂広 | 6番 小泉昇一 |
| 7番 望月光彦 | 8番 仲亀佳定 |
| 9番 若林良一 | 10番 木内秀樹 |

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

- | | |
|----------|---------|
| 1番 芦澤潤一郎 | 2番 望月憲之 |
|----------|---------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | |
|--------------|------|------------------------|------|
| 町長 | 佐野和広 | 教育長 | 市川隆 |
| 代表監査委員 | 田中清一 | 会計管理者 | 遠藤成 |
| 総務課長 | 遠藤一明 | 企画課長 | 杉山一陽 |
| D X 推進課長 | 佐野智洋 | 財政課長 | 渡辺雄治 |
| 税務課長 | 金井貴 | 交通防災課長 | 仲亀哲也 |
| 子育て支援課長 | 望月裕司 | 福祉保健課長 | 近藤利成 |
| 住民課長 | 渡辺幸博 | 産業振興課長（併）
農業委員会事務局長 | 佐野郁夫 |
| 建設課長 | 尾崎龍次 | 水道環境課長 | 岡村忠 |
| デイサービスセンター所長 | 若林安彦 | 健康管理センター所長 | 大倉直也 |
| 学校教育課長 | 若林将基 | 生涯学習課長
（兼）公民館長 | 遠藤賢 |

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

定例会2日目の会議にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。

今期定例会が開会される直前、世界はまたしてもアメリカ、イスラエルによるイランへの奇襲攻撃に震撼させられました。

このところ、大国のエゴにより国際秩序が乱れている危うさを感じてしまいます。中東での混乱が長引けば、今後日本でもエネルギー価格の高騰など経済的影響への深刻化が懸念されます。

さらに最も深刻なのは、こうした戦禍の犠牲となるのは一般の罪なき住民だということです。一刻も早い外交による平和的解決を願ってやみません。

さて、議員各位におかれましては、各常任委員会、特別委員会での慎重な審議、大変ご苦労さまでした。

今議会は、新年度の町の政策や事業に対する重要な審議の場であり、執行部の提案に対して議員各々の考えを交えた審議が見られました。

今後もよりよい町づくりのために双方切磋琢磨していくべく、お願い申し上げます。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重かつ闊達な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます、2日目のあいさついたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和8年南部町議会第1回定例会2日目の会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において1番 芦澤潤一郎議員および2番 望月憲之議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

次に、常任委員会及び決算特別委員会に付託しました、日程第2 議案第3号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定についてから、日程第28 議案第29号 令和8年度南部町簡易水道事業会計予算までの27件を一括議題とし、審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

芦澤潤一郎委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（芦澤潤一郎君）

それでは、総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、令和8年3月5日、木曜日に開会し、午前9時から午後3時10分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、芦澤潤一郎、仲亀佳定副委員長、若林良一委員、望月憲之委員、木内秀樹議長。

執行部からは、企画課、交通防災課、財政課、税務課、建設課、総務課、出納室、産業振興課、農業委員会、の各課長、および担当職員が出席いたしました。

お手元に配付のとおり、総務建設常任委員会に付託された4件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、端末資料⑧総務建設常任委員会審査報告により抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに企画課関係です。

3ページ上段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳入、問 16ページ、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、4節お試し住宅使用料について、補正の内訳と事業の今後や申し込みの方法、アンケートの結果等について伺いたい。

答 本年度の実績につきましては、4件、9名、98日間の利用となっています。内訳につきましては、夫婦で77日間、3人家族で7日間、夫婦で7日間、もう一組も夫婦で7日間となります。こちらの方々の使用料として、14万6千円の増額補正です。利用については増加傾向にあります。現在も1件予約が入っている状況です。利用者の中には、空き家の購入を本格的に考えていただいた方もいますので、今後こういった方が増えていくものと考えています。利用していただいた方への事後のアンケート調査については、町のホームページを通じて、電話にて予約を受け付け、申請書等は郵送にてお願いをしています。企画課がこれを担当しています。

続いて、交通防災課関係です。

4ページ下段から5ページ上段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳入、問の3問目、

問 19ページ、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の市町村自主運営バス購入費補助金の減額理由について説明を。

答 こちらの減額理由については、徳間・内船線のバスを購入予定でしたが、購入を予定していたハイエースの受注ができず、社会福祉協議会のマイクロバスを代替えとして使用しつつ、年度内での受注を目指していたが、不可能であると判断をしたため減額させていただきました。

続いて、税務課関係です。

6ページ、中段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳出、問の1問目、

問 29ページ、2款徴税费、3目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費（不足給付）、18節負担金、補助及び交付金の減額について説明を。

答 こちらの定額減税補足給付金は令和7年度6月補正で計上させていただいた予算になります、6月の補正では、4月17日時点での住民税課税初期段階の数値を基に、1,229人を見込んで計上をしましたが、課税処理を進めていく中で対象者が精査され、実際の支給対象者については、見込みの人数よりも241人、少ないものとなったため減額をさせていただきました。

続いて、建設課関係です。

6ページ下段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳入、問の1問目、

問 18ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、2節道路橋りょう費補助金の道路メンテナンス事業費補助金について減額の理由を。

答 こちらは、橋りょう点検と補修工事に充てられる国からの補助金となりますが、橋りょう補修工事の補助金が、申請時は61.6%充てられるということになっておりましたが、橋りょう点検による判定区分がⅡの橋梁のため、国からの補助金が事業費に対して、20%しか配分されなかったため、減額となっております。

続いて、産業振興課・農業委員会関係です。

8ページ中段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳入、問の3問目、

問 23ページ、21款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入で、山水徳間の里指定管理者納付金、減額の説明を。

答 山水徳間の里については、年間を通じてキャンプ場の営業や今年度に限っては、峡南地域観光推進支援事業補助金を活用し、積極的に施設運営をしていますが、年間収支状況と冬季の利用者の見込みが予測できないため、減額とさせていただきました。また、利用者増加に向けての取り組みとして、昨年10月に富士川清流ライン活性化実行委員会も結成され、奥山温泉、道の駅とみざわ等と一体となって集客施策を検討しているところです。

次に、歳出、9ページ中段、問の2問目、

問 36ページ、同18節負担金、補助及び交付金の南部町竹林整備事業の減額理由の説明を。

答 竹林整備事業については、当初8件の実施を予定していましたが、実際に実施したのは6件でした。また、実施した中に限度額である30万円に満たない箇所もあり、全体的に減額補正となったものです。事業に関しては町内に希望者を募集し応募いただいた案件を基本的に全て受け入れる方針ですが、地形や条件によって実施が不可能な場合もあります。また、対象地目は山林と原野に限定されるため、一定の制約が生じる場合があります。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

芦澤委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

芦澤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

望月小五郎委員長、登壇願います。

望月委員長。

○文教厚生常任副委員長（望月小五郎君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和8年3月4日、水曜日に開会し、午前9時から午後3時まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、私、望月小五郎、塩津悟副委員長、望月光彦委員、小泉昇一委員、高橋茂広委員、木内秀樹議長。

執行部からは、教育長、総務課長、教育委員会、子育て支援課、水道環境課・環境センター、住民課・医療センター・税務課、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターの各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託された14件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容については、端末資料⑳文教厚生常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに、教育委員会関係です。

3ページ下段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳入、問の3問目、

問 20ページ、16款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のうち、やまなし教育創造推進事業費補助金について説明を。

答 こちらの補助金は山梨県内において、25人学級導入の影響が及ばない町村を対象に特色のある教育活動に係る事業に対する補助金となります。南部町では補助対象として、ALT派遣業務委託料や、特色のある南部町教育事業として、英語で遊ぼう、N授業などが対象となっております。

続いて、子育て支援課関係です。

5ページ上段、議案第4号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

問 富河保育所が受け入れ先になるということだが、他の場所で要望があった場合はどう

いった対応になるのか。また、保護者から自分のところでもやってほしいなどの要望があった際にはどう対応するのか。

答 富河保育所以外については、町内ではみどり幼稚園が該当すると思いますが、みどり幼稚園で、実施の要望がありましたら、条例に則り、審査を行った上で認定をしたいと考えております。

続いて、水道環境課・環境センター関係です。

6ページ中段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳出、問の1問目。

問 35ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、18節負担金、補助及び交付金の猫不妊・去勢手術助成事業費補助金について、本事業で野良猫に対する苦情に対して成果が出ているのか、ボランティア活動を行っている方との連携は取れているのか回答を。

答 猫の苦情について、事業を始める前と比べて減少していることを確認しております。件数については軽微なものについてはカウントしていないものもあるため、正確な件数はありませんが、春や秋の猫の出産が増える時期に関しては、毎日のように問い合わせがあった状態からかなり改善されております。ボランティアとの連携についてですが、地域住民の方からの連絡は役場へ直接という形が多かったのですが、事業を継続していく中で、ボランティアの方へ先に連絡、相談がいくことが多くなり、ボランティアの方から役場へ連絡をいただくことが多くなりました。

続いて、住民課・医療センター関係です。

7ページ中段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳出、問の1問目、

問 30ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、18節 縣市町村総合事務組合負担金について、この時期に支出をする理由は。

答 こちらの費用については、戸籍の旧氏および旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修の費用の住基システム分となっております。国が補助対象事業として令和7年度に予算計上、令和7年度が困難であるとして令和8年度に繰り越すということになりましたので、町も同様に予算計上して、翌年度に繰り越しいたします。

続いて、福祉保健課・デイサービス・アルファセンター関係です。

9ページ下段から10ページ中段、議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）、歳出、問の3問目と5問目、

問 福祉タクシー券について、減額補正ということだが、予算計上したのであれば、使ってもらう方法を検討してはどうか。1度に2枚の使用制限があるが、このへんを改善していくといった考えは。

答 以前は1回につき1枚しか使えませんでした。要望もあり、現在は2枚まで、1千円分の使用としています。年度当初に申請があった場合は、ひと月換算4枚で12カ月なので、48枚の交付をさせていただいています。使用頻度は人それぞれで、すぐに使い切りなくなる方、節約し年間を通じて使う方、逆に申請のみで全く使用しない方等もいます。福祉保健課としても今後増々進む高齢化とともに、要望は多くなると考えています。また、

今後、交通防災課のほうでもデマンド交通をモデル的に実施する話もありますので、交通弱者の買い物の支援といったものに配慮した、福祉タクシー券制度にできるだけ改善を図ることや、その中で、タクシー券の交付枚数や一度に使用できる枚数を少し増やす等の検討は必要になってくるかと考えています。

次に、

問 32ページ、3日老人福祉費、12節配食サービス事業委託料の減額について説明を。

答 社会福祉協議会分と宅配クック123分、ともに減額をさせていただいております。内訳としましては、社会福祉協議会の分が300万円、宅配クック分が78万円の減額です。これについては、配食数が、12月現在で1万1,078食であり、最終的な見込みが1万4,500食と、当初見込んでいたよりも1千食ぐらい少ない見込みとなり、また、社会福祉協議会においては、食材は高騰していますが、作り方を工夫していただいて材料費をかなり抑えていただいたということで、このような減額となっております。

以上で、文教厚生常任委員会委員会審査報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、予算決算特別委員会の審査報告、および審査報告に対する質疑を行います。

予算決算特別委員会の委員長報告を求めます。

若林良一委員長、登壇願います。

○予算決算特別委員長（若林良一君）

それでは、予算決算特別委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和8年3月4日、水曜日に開会し、午前9時から午後3時まで、令和8年3月5日、木曜日に開会し、午前9時から午後3時10分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

3月3日、5日両日も、出席者は委員長、私、若林良一、芦澤潤一郎副委員長、以下全委員と木内秀樹議長です。

執行部から教育長、全課および室の各課長、所長、局長および担当職員が出席いたしました。

手元に配布のとおり、予算決算特別委員会に付託された10件の議案について所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容については、端末資料⑩予算決算特別委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに、歳入関係です。

15款国庫支出金、5ページ上から、問の2問目、

問 24ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節住宅費補助金の防災安全交付金について説明を。

答 令和8年度に土砂災害洪水ハザードマップの作製に係る補助金となります。7年度中に県で浸水想定区域、土砂災害警戒区域の変更等の作業が終了次第、作成に入る予定です。

16款県支出金、5ページ、問の2問目、

問 26ページ、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節移住支援金交付事業費補助金、空き家対策総合支援事業費補助金について説明を。

答 移住支援金交付事業費補助金ですが、東京一極集中是正や地方の担い手不足解消を目的とする事業で、東京23区に在住で東京圏外へ移住し、厳しい条件をクリアした世帯や個人に補助する事業です。7年度に初めて2件の実績がありました。本年度は1世帯分100万円の国、県の補助分4分の3の75万円を計上しています。空き家対策総合支援事業費補助金ですが、空き家リフォームや片付け費用及び解体費用に対して国県の補助を受けられる事業であります。対象となる条件が非常に厳しいため、今後の検討等も含めて、枠を取るという意味で計上させていただきました。

6ページ、問の1問目、

問 27ページ、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の第2子以降保育料無料化事業補助金について、町の保育料に関する補助等の現状について説明を。

答 県が平成28年度から行っております山梨子育て応援事業補助金です。保育所に通っている世帯で、一定収入未満は第1子の年齢に関わらず、第2子以降の3歳未満の保育料について、3歳になるまでの間、無償化をする事業となっております。国の制度では、3歳以上の保育料は無償化していますが、3歳未満の子どもの一部について、現状は保育料が発生しております。そのうち、第2子以降は県事業で無償化、という形となっております。なお南部町では、町立保育所やみどり幼稚園に通園している保護者が負担した保育料に対して、2分の1を助成しております。

6ページ、最後の問です。

問 緊急銃猟支援事業補助金に対する、町の進捗状況は。

答 この補助金は、町が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、緊急銃猟を実施するために必要な経費を補助するものであります。令和8年度予算において緊急銃猟に必要な備品や消耗品購入の経費を計上してあります。2月に県より緊急銃猟対応マニュアルの素案が提出されました。現在、この素案に基づき、町独自のマニュアルを作成するために猟友会員の皆さまと内容について協議しております。

次に、歳出関係について行います。

2款総務費、10ページ、上から問の1問目、

問 49ページ、2款総務費、1項総務管理費、12目DX推進費、14節工事請負費の情報通信設備改修工事について、工事の内容について説明を。

答 工事の概要ですが、本庁舎情報センター、分庁舎、万沢支所に設置されておりますサーバー、放送マイク等関連設備の改修を行うものとなります。各家庭に設定されています告知端末については、当面の間、修理等の保守管理が可能ということでありますので、町民への影響の最小化、設備の有効活用による費用の削減といった観点から、各家庭の端末改修は行わないという判断をいたしました。新たな機能としては、現在、半日程度しかできない音声データの保存期間をより長くすることで、災害等でケーブルが断線した際は、LINEで聞くことを可能にする仕組みを考えております。

同じく10ページ、3款民生費、問2問目、11ページ、問の1問目、

問 61ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金の峡南広域行政組合慈生園運営費負担金1、605万5千円について、再度説明を。

答 昨年まで計上のなかった負担金となりますが、特別養護老人ホーム慈生園が峡南広域行政組合の5町で運営を開始した当時から数年前までは、各町からの入所者がおられましたので、均等割40%、人口割60%という割合でそれぞれの町が負担金を出し合い運営をしてきましたが、現在では、市川三郷町、富士川町、早川町からの入所者が誰もいない状況となったことを受け、ここしばらくの間は、各町から負担金は出さずに、それまでに積み立ててきた基金を取り崩し運営してきました。その基金もすでになくなる状況となりましたので、令和8年度からは、均等割40%、利用者割60%の割合で各町が負担をすることとし、利用者割については今現在、南部町と身延町しか入所者がなく、身延町は7名分、南部町が22名分を負担することとしました。この方法で積算しますと、総額3千万円の負担金に対して、南部町が1、605万5千円、身延町が674万5千円、入所者のいない他の3町それぞれが均等割のみの240万円ずつとなります。

問 慈生園の将来的な運営の見直しとか、検討というのは行わないのか。

答 町としても現在、定員30名で2町しか利用者がいないという状況の中で、このまま5町で運営していくことが望ましいのかという話になっているわけではありますが、介護保険制度が始まり、市川三郷町、富士川町、早川町では特別養護老人ホームといった施設が町内や近隣の市町にもできて、南部町にある慈生園に入所するより近隣施設を利用できる選択肢が広がったこともあって、利用者のいない3町に対し5町での運営体制への維持にはご理解をいただきにくい状況となっております。そこで南部町からの入所者も多いことから、町では峡南広域行政組合と協議を重ねながら代替施設の建設が必要ではないかということになり、県へ相談を行い、公募をかけていただいたところ、一事業所が代替施設の建設を行ってくれる見込が立ちましたので、今後、正式な決定がなされれば、特別養護老人ホーム30床分が、既存施設への増設という形で建設されることとなります。現在、慈生園に入所中の皆さまの行き場所が確保できることになりましたが、新たな施設の建設には一定の期間を要するので、事業開始時期を令和10年4月と見据え、それまでの間は今の慈生園での運営を継続していくこととなります。

次に、4款衛生費、12ページ上から問の3問目、

問 75ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金の、峡南衛生組合負担金と山梨西部広域環境組合負担金について、令和8年度はこのような額での計上となっているが、次年度以降はどういった見込みとなっているのか。

答 西部広域環境組合については、造成工事が始まっており、昨年より少し負担額が下がっています。今後の見込額については、建屋の建築のときに負担金が増加し、完成予定の令和13年度にはごみ処理量や維持費等により、大きな負担が予想されます。峡南衛生組合ですが、先ほど説明させていただいた基金の繰出し金等があり、大きな工事を予定しているため、金額がかなり大きなものとなっておりますが、大きな修繕工事がなければ前年度並になると思います。

次に、13ページ、7款土木費、問の1問目、

問 86ページ、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節委託料の測量委託料と測量設計委託料について内容の説明を。

答 まず、測量委託料について、こちらは地籍調査が終了し廃目となったため、今まで行っていた登記測量費用等のために計上しております。続いて、測量設計委託料についてですが、旧富沢図書館と林業センターの解体の設計を計上しております。

次に、9款教育費、15ページ、上から問の3問目、

問 119ページ、9款教育費、6項保健体育費、4目野球場等施設費、14節工事請負費について説明を。

答 施設整備工事費については、野球場及びテニスコートにあります変電設備の改修工事となります。この変圧器はPCB特別措置法による処分対象となるため、今回の工事で処分と改修を実施するものです。また、駐車場改修工事費については、アルカディア運動場の富士川側にある砂利駐車場の舗装工事となります。駐車台数は最大数で113台予定していますが、計画を精査する中で台数が減る可能性も考えられます。工事の実施予定時期は、変電設備の改修工事が、夜間照明を使用しない冬を予定しております。駐車場については国交省との協議を経て、決定となりますが、渇水期であることが条件となっていますので、秋以降になるものと思います。

以上で、予算決算特別委員会、委員会審査報告は終わります。

○議長（木内秀樹君）

委員長報告が終わりました。

若林委員長はその場でお待ち願います。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、予算決算特別委員会の委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

若林委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長の審査報告および審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 議案第3号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定について

- 日程第3 議案第4号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 南部町立保育所乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 南部町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 南部町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 南部町霊きゅう自動車条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 南部町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 以上、日程第2 議案第3号から日程第12 議案第13号の条例の制定・改正および計画の変更についての11件についてを、一括で討論いたします。
- 討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。
- 日程第2 議案第3号から日程第12 議案第13号までの討論を終結いたします。
-

○議長（木内秀樹君）

- 日程第13 議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第14 議案第15号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第16号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第17号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第18号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第19号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

までの、令和7年度補正予算6件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第14号から日程第18 議案第19号までの討論を終結いたします。

○議長（木内秀樹君）

- 日程第19 議案第20号 令和8年度南部町一般会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和8年度南部町指定居宅サービス特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和8年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和8年度南部町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和8年度南部町睦合財産区特別会計予算

日程第25 議案第26号 令和8年度南部町富沢財産区特別会計予算
日程第26 議案第27号 令和8年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第27 議案第28号 令和8年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第28 議案第29号 令和8年度南部町簡易水道事業会計予算

までの、令和8年度当初予算、10件についてを、一括で討論します。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第19 議案第20号から日程第28 議案第29号までの討論を終結いたします。

○議長（木内秀樹君）

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第2 議案第3号 南部町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第4号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第5号 南部町立保育所乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第6号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第7号 南部町の議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第8号 南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第9号 南部町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第10号 南部町学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第11号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第12号 南部町霊きゅう自動車条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第13号 南部町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13 議案第14号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第10号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14 議案第15号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15 議案第16号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第16 議案第17号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第17 議案第18号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第18 議案第19号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第19 議案第20号 令和8年度南部町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第20 議案第21号 令和8年度南部町指定居宅サービス特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第21 議案第22号 令和8年度南部町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第22 議案第23号 令和8年度南部町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第23 議案第24号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第24 議案第25号 令和8年度南部町睦合財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第25 議案第26号 令和8年度南部町富沢財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第26 議案第27号 令和8年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第27 議案第28号 令和8年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第28 議案第29号 令和8年度南部町簡易水道事業会計予算についてを採決

いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

次に、端末資料②。

日程第29 議案第30号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第11号）を議題とし、提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

はじめに、町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本定例議会に追加提案させていただきました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回追加提案いたします議案第30号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第11号)は、子育て応援手当の不足分を追加補正するもので、歳入歳出それぞれ104万円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億6,327万6千円とするものであります。

以上で、提案理由提案説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

(補足の説明・省略)

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

次に、質疑を行います。

日程第29 議案第30号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第11号）についての質疑を行います。

質疑は事項別明細書により行います。

9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第29、議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上で、日程第29 議案第30号について討論を終結します。

これにより採決を行います。

日程第29 議案第30号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第11号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第29 議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長(木内秀樹君)

次に、端末資料①、議員提出議案集、2ページをお開きください。

日程第30 発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施についてを議題とし、趣旨説明、質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

4番、塩津悟議員。

○4番議員(塩津悟君)

発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の2ページをご覧ください。

南部町議会議員行政視察研修を別紙実施計画書のとおり実施したいので、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年3月13日

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出者 南部町議会議員 塩津 悟

賛成者 南部町議会議員 望月光彦

賛成者 南部町議会議員 小泉昇一

賛成者 南部町議会議員 望月小五郎

提出理由は、行政と住民の協働によるまちづくりを進める長野県小布施町を研修し、今後の参考とするものであります。

なお、実施計画書は別紙のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、発議第1号の南部町議会議員行政視察研修の実施についての趣旨説明を終わります。

○議長(木内秀樹君)

趣旨理由の説明が終わりました。

塩津議員はその場でお待ち願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第30 発議第1号についての質疑を終結いたします。

塩津議員、ご苦労さまでした。席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

これで、討論を終結いたします。

これにより、採決を行います。

日程第30 発議第1号 南部町議会議員行政視察研修の実施については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

なお、諸般の事情により日程等に変更を生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により日程等の変更が発生した場合は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長 (木内秀樹君)

日程第31 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長 (木内秀樹君)

日程第32 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、広報広聴常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長から閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和8年第2回定例会の会期の決定および所管事務調査について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等についての、議会閉会中の委員会開催については、決定されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

令和8年南部町議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前10時37分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年3月13日

南部町議会議長

木内 秀 樹

会議録署名議員

芦澤潤一郎

会議録署名議員

望月 憲 之

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

渡辺 正 樹

